

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月27日
【計算期間】	第1期（自 2024年6月10日 至 2024年9月30日）
【発行者名】	日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 関口 陽平 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内
【本店の所在の場所】	（2024年11月5日から本店所在地 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内が上記に移転しています。）
【事務連絡者氏名】	北川 久芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所
【電話番号】	(03)5219-8777(代表)
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第1【管理会社の状況】

1【概況】

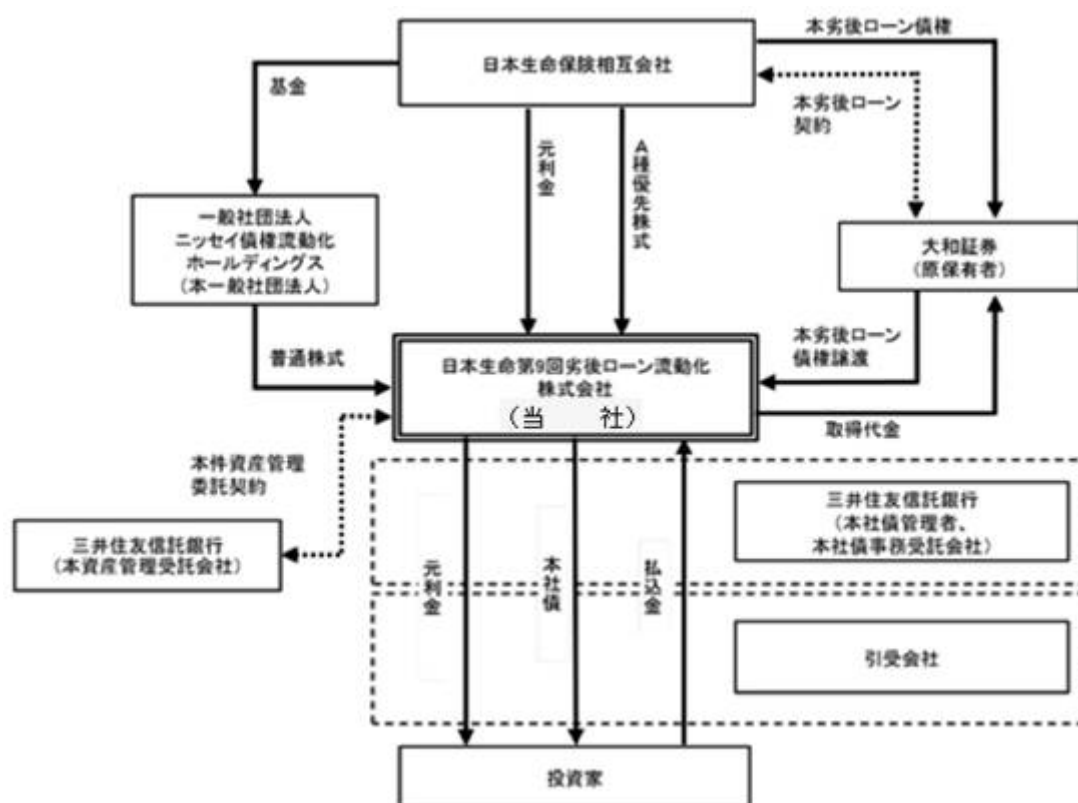
(1)【管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等】

① 振替社債

- a 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）（以下「本社債」といいます。）社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。）（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、振替機関の振替業に係る業務規程その他の規則及び事務指針（これらの業務規程、その他の規則及び事務指針を以下併せて「振替機関業務規程等」と総称します。）に従って取り扱われるものとしします。
- b 振替法に従い本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債に係る社債券は発行されません。本社債の社債券（以下「本社債券」といいます。）が発行される場合は、利札付無記名式に限るものとし、本社債券の券面種類は1,000万円の一つとし、その記名式への変更はしません。

② 管理資産の流動化の基本的仕組み

仕組みの概要



- a 日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社（以下「当社」といいます。）は、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ50,000円として、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。）（以下「会社法」といいます。）に基づき日本国内で設立された株式会社であり、その発行済みの全ての普通株式は、当社の発起人である、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、その後の改正を含みます。）（以下「一般社団法人法」といいます。）に基づき日本国内に設立された一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス（以下「本一般社団法人」といいます。）に保有されています。

- b 当社は、株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）及び株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といい、これらを総称して「本格付機関」といいます。）から、2024年7月3日付で本社債につき予備格付を取得し、2024年7月29日付で本社債につき本格付を取得しました。
- c 大和証券株式会社（以下「大和証券」又は「原保有者」といいます。）は、2024年7月19日付で大和証券及び日本生命保険相互会社（以下「日本生命」といいます。）の間で締結された劣後ローン契約（以下「本劣後ローン契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日（以下「本劣後ローン貸付実行日」といいます。）付で750億円を日本生命に対して貸し付け、貸付債権（以下「本劣後ローン債権」といいます。）を日本生命に対して取得しました。
- d 当社は、2024年7月19日付で大和証券、日本生命及び当社の間で締結された劣後ローン債権譲渡契約（以下「本劣後ローン債権譲渡契約」といいます。）に基づき、2024年7月29日付で原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けました。本劣後ローン債権の取得資金は本社債の発行によって調達されました。かかる本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡については、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の上記本劣後ローン債権の譲渡実行日の確定日付ある証書による承諾によって債務者及び第三者に対する対抗要件が具備されました。
- e 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者から当社に対する譲渡の後においては、日本生命による本劣後ローン債権の利息の支払及び元本の償還は当社に対して直接行うものとされています。
- f 当社は、原保有者から譲渡を受けた本劣後ローン債権から生じるキャッシュ・フローを裏付けとして、日本国内市場において、本社債を発行し、大和証券、SMBC日興証券株式会社（以下「SMBC日興証券」といいます。）、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）及びみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を代表者とする引受会社が引受けを行いました。
- g 本社債は一般募集です。
- h 本社債は年2回利息支払を行い、本社債の元金は、2054年8月2日に一括して償還されます。但し、本劣後ローン契約の規定に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされます。また、当社が日本生命から本劣後ローンの元本が期限前償還される旨の通知を受領した場合、本社債の元金は、一括して期限前償還されます。なお、当社は、後記4「証券所有者の権利」(3)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」eの記載に従い本社債の買入消却を行うことができ、この場合、後記2「管理資産を構成する資産の概要」(3)「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)(vii)「本社債の買入消却に伴う償還」の記載に従い本劣後ローンの元本の全部又は一部は期限前償還されます。

- i 本社債が償還されるべき日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは本社債の利息の金額に影響を及ぼしません。
- j 当社は、2024年7月19日付で当社及び三井住友信託銀行株式会社（以下「三井住友信託銀行」又は「本資産管理受託会社」といいます。）の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約（以下「本資産管理委託契約」といいます。）に基づき、本資産管理受託会社に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に係る業務を委託しています。

本報告書で使用される以下の用語は、別途定義される場合を除き、それぞれ下記の意味を有します。

「会社更生法」とは、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「改定後利率適用期間」とは、各利率改定日の翌日（当日を含みます。）から次の利率改定日（当日を含みます。）又は本社債が償還される日（当日を含みます。）のいずれか早い日までの間をそれぞれいいます。

「貸金業法」とは、貸金業法（昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「元金償還勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に元金償還勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「業務受託者」とは、株式会社東京共同会計事務所をいいます。

「業務受託者誓約書」とは、業務受託者が当社及び本社債管理者に差し入れた2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「銀行営業日」とは、東京において法令等により銀行が休日とされる日以外の日をいいます。

「金融商品取引法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「グロスアップ事由」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(e)「グロスアップ」の記載に基づき日本生命が追加の支払を義務付けられ、又は義務付けられることとなり、かつ、かかる義務が、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「グロスアップ事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行うグロスアップ事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「経過利息」とは、既に経過した期間に係る本社債の利息であり、利払日が到来していないため支払われていないものをいい、後記4「証券所有者の権利」（1）「利率」記載の利率により後記4「証券所有者の権利」（2）「利払日及び利息支払の方法」②「利息支払の方法及び期限」aからeまでの記載に準じて計算されるものとします。但し、未払残高を含まないものとします。

「原保有者」とは、当初の本劣後ローン契約における劣後ローンの貸付人であり、当初の本劣後ローン債権の保有者である大和証券をいいます。

「更生特例法」とは、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「最終償還日」とは、2054年8月2日をいいます。

「参照国債ディーラー」とは、当社が本社債管理者と協議の上で国債市場特別参加者（財務省が指定する国債市場特別参加者をいいます。）又は市場で国債の売買を活発に行っていると認められる金融機関から選定する最大5名の者をいいます。

「参照5年国債」とは、参照国債ディーラーから当社が選定する金融機関が選定する国債で、当該改定後利率適用期間の最終日又はその前後に満期が到来し、選定時において市場の慣行として5年満期の円建て社債の条件決定において参照するものをいいます。

「資産流動化法」とは、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「資産流動化法施行令」とは、資産の流動化に関する法律施行令（平成12年政令第479号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「支払金額」とは、未払残高支払事由が生じた場合における、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額をいいます。

「支払金額の一通貨あたりの利子額」とは、振替機関業務規程等に従い、支払金額を残存する本社債の元本で除したものをいいます。但し、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。

「資本事由」とは、保険会社の支払能力の充実状況に関する保険業法若しくはその他の関連法令、告示又はそれらの解釈に係る改正又は変更が公表され、その結果（経過措置（グラントファザリング）又はこれに類する規定の効果は考慮されます。）、本劣後ローンの全部又は一部が保険業法及びその他の関連法令における負債性資本又はその時点において適用のある規制上の要件において負債性資本と同等の資本性を有するものとして取り扱われないこととなり、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「資本事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本性変更事由」とは、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社及びフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社又はその格付業務を承継した機関のうちいずれか（本定義において、以下「格付機関」といいます。）が、当該格付機関における資本性に係る評価基準、ガイドライン又は手法に改正又は変更が生じたか又は生じる予定である旨を公表し、当該改正又は変更により、(a)本劣後ローンについて当該格付機関から特定の水準の資本性が認められる期間が、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関により当該水準の資本性が認められることが見込まれていた期間に比べて短くなった場合、又は(b)本劣後ローンについて、本劣後ローンの本劣後ローン貸付実行日において当該格付機関から認められていた水準の資本性よりも資本性が低いものとして取り扱われることとなった場合をいいます。

「資本性変更事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う資本性変更事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「資本不足事由」とは、(a)(i)日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回った場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求される場合、若しくは、(ii)当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払を行うことにより日本生命のソルベンシー・マージン比率が200%（資本規制が変更された場合は、変更後の要求水準）を下回ることとなる場合、若しくは適用ある規制（当該規制に関する解釈を含みます。）上、本劣後ローン利息の支払の繰延べが要求されることとなる場合、又は(b)金融庁若しくはその他権限のある監督官庁から日本生命に対して早期是正措置が発動されている場合をいいます。

「出資金勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に出資金勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座が新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「償還日」とは、後記4「証券所有者の権利」(3)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」aからcまでの記載に基づき本社債が償還されるべき日をいいます。

「商法」とは、商法（明治32年法律第48号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「税制事由」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、日本生命に課される法人税の計算において本劣後ローンの利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、日本生命のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「税制事由（本社債）」とは、日本の法令又はその運用若しくは解釈の改正又は変更により、当社に課される法人税の計算において本社債の利息の全部又は一部が損金に算入されなくなるおそれが相当程度増大し、当社のとり得る合理的な措置によってもこれを回避できない場合をいいます。

「税制事由（本社債）償還日」とは、本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合において、日本生命が、その選択により行う税制事由（本社債）による本劣後ローンの償還のために設定する日をいいます。

「ソルベンシー・マージン比率」とは、その時点において有効な保険業法若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈における意味を有します。

「当社関連契約」とは、本社債管理委託契約、本社債事務委託契約、本引受契約、その他本社債に関連する契約で、当社が当事者となっているものをいいます。

「当社上位債務」とは、当社同順位劣後債務、本社債に係る債務及び当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務に劣後することが明示された当社の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる当社の債務をいいます。

「当社同順位劣後債務」とは、当社の清算手続における支払につき本社債に係る債務と同順位となることが明示された当社のその他の債務をいいます。

「当社劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 当社について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、当社について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による当社劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 当社について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「当初期間」とは、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2029年8月2日（当日を含みます。）までの期間をいいます。

「特定調停法」とは、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「破産法」とは、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「払込期日」とは、2024年7月29日をいいます。

「保管振替機構」とは、株式会社証券保管振替機構をいいます。

「保険業法」とは、保険業法（平成7年法律第105号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「保険業法施行規則」とは、保険業法施行規則（平成8年大蔵省令第5号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「本一般社団法人業務委託契約」とは、2018年3月16日付で本一般社団法人及び業務受託者の間で締結された業務委託契約並びにこれに関する一切の覚書をいいます。

「本一般社団法人誓約書」とは、本一般社団法人が当社及び本社債管理者に差し入れた2024年7月19日付の誓約書をいいます。

「本資産管理委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び本資産管理受託会社の間で締結された資産の管理及び処分に係る業務の委託に関する契約をいいます。

「本資産管理受託会社」とは、本資産管理委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債買入消却」とは、当社による本社債の買入消却をいいます。

「本社債買入消却関連合意」とは、本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合に、本劣後ローン貸付人が、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関して行う事前の書面による合意をいいます。

「本社債管理委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び本社債管理者の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）社債管理委託契約をいいます。

「本社債管理委託手数料」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債管理者に対して支払う本社債の管理委託手数料をいいます。

「本社債管理者」とは、本社債の社債管理者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債関連口座」とは、本社債管理委託契約に基づき当社が本社債関連口座として開設した口座及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該口座をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日）」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合における、その直後の利払日をいいます。

「本社債期限前償還日（利払日以外）」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」h「期限前償還」(a)の記載に基づき、当社が、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合における、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日をいいます。

「本社債事務委託契約」とは、2024年7月19日付で当社及び三井住友信託銀行の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）事務委託契約をいいます。

「本社債事務受託会社」とは、本社債事務委託契約における受託者である三井住友信託銀行をいいます。

「本社債要項」とは、本社債の社債要項をいいます。

「本社債利息」とは、後記4「証券所有者の権利」（1）「利率」記載の利率に基づき後記4「証券所有者の権利」（2）「利払日及び利息支払の方法」②「利息支払の方法及び期限」aの記載に従い各利払日に支払われるべき本社債の利息をいいます。

「本責任財産」とは、当社の財産をいいます。

「本引受契約」とは、2024年7月19日付で各引受会社、当社及び日本生命の間で締結された日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約及び責任財産限定特約付）引受契約をいいます。

「本劣後ローン」とは、本劣後ローン契約に基づく貸付をいいます。

「本劣後ローン貸付実行日」とは、2024年7月29日をいいます。

「本劣後ローン貸付人」とは、本劣後ローン債権の保有者をいいます。

「本劣後ローン元本」とは、本劣後ローン契約に基づき日本生命が償還するものとされる劣後ローンの元本をいいます。

「本劣後ローン期限前償還」とは、本劣後ローンの元本の期限前償還をいいます。

「本劣後ローン強制停止」とは、日本生命が、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(a)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(b)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに当社に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければならないことをいいます。

「本劣後ローン強制停止金額」とは、本劣後ローン強制停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン経過利息」とは、本劣後ローン利払日が到来していないため支払われていない本劣後ローンの利息をいい、その対象となる計算期間について後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」f「利率」記載の利率により当該計算期間の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとします。但し、本劣後ローン未払残高を含まないものとします。

「本劣後ローン最終償還日」とは、2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、本劣後ローン契約に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

「本劣後ローン債務」とは、本劣後ローン契約に基づく、日本生命の劣後ローンの元利払債務及びこれに関連する一切の債務を総称していいます。

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務、本劣後ローンに係る債務及び日本生命の基金に係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

「本劣後ローン償還日」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」e「償還方法」(a)又は同h「期限前償還」(a)の記載に基づき本劣後ローンが償還されるべき日をいいます。

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達（基金の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。）を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限り。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

「本劣後ローン通知基準日」とは、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。但し、いかなる場合も日本生命の基金に係る債務は、本劣後ローン同順位劣後債務には含まれません。

本劣後ローン同順位劣後債務に含まれる債務の例としては、本報告書提出日現在、下記の社債及び契約に係る日本生命の債務があります。

- (a) 2016年1月20日発行の2046年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (b) 2017年9月19日発行の2047年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (c) 2020年1月23日発行の2050年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）

- (d) 2021年1月21日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (e) 2021年9月16日発行の2051年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (f) 2023年9月13日発行の2053年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (g) 2024年4月16日発行の2054年満期米ドル建劣後特約付社債（利払繰延条項付）
- (h) 2015年4月30日発行の日本生命保険相互会社第1回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (i) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第2回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (j) 2016年4月27日発行の日本生命保険相互会社第3回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (k) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第4回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (l) 2016年11月22日発行の日本生命保険相互会社第5回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (m) 2017年4月19日発行の日本生命保険相互会社第6回利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社債（劣後特約付・適格機関投資家限定分付分割制限少数人数私募）
- (n) 2018年4月20日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (o) 2018年9月7日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (p) 2019年4月12日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (q) 2019年11月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (r) 2020年9月11日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (s) 2021年4月27日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (t) 2022年4月26日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (u) 2022年9月13日付で日本生命が締結した劣後ローン契約及びこれに関する一切の変更契約
- (v) 2023年4月17日付で日本生命が締結した劣後特約付金銭消費貸借契約及びこれに関する一切の変更契約

「本劣後ローン任意償還日」とは、利率改定日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン任意停止」とは、日本生命が、その裁量により、本劣後ローン通知基準日までに当社に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「本劣後ローン任意停止金額」とは、本劣後ローン任意停止により繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高」とは、その時点で残存する全ての本劣後ローン利払停止金額をいいます。

「本劣後ローン未払残高支払額」とは、各未払残高支払事由に関し、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」（d）「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき支払われた本劣後ローン未払残高の金額をいいます。

「本劣後ローン利息」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」（a）「利息支払の方法」に従い決定される、各本劣後ローン利払日に支払われるべき本劣後ローンの利息をいいます。

「本劣後ローン利息計算基準日」とは、第1回を本劣後ローン貸付実行日、第2回を2025年2月2日とし、その後毎年の2月2日及び8月2日をいいます。

「本劣後ローン利払停止金額」とは、本劣後ローン任意停止金額及び本劣後ローン強制停止金額を総称しています。

「本劣後ローン利払日」とは、2025年2月2日の3銀行営業日前の日を第1回として、その後毎年2月2日の3銀行営業日前の日及び8月2日の3銀行営業日前の日をいいます。

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続（保険業法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、更生特例法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。
- (d) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の決定をした場合。但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合には、本(d)による本劣後ローン劣後事由は生じなかったものとみなされます。
- (e) 日本生命について日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続が開始された場合。

「本劣後ローン劣後事由（本社債）」とは、本劣後ローン劣後事由が発生した場合をいいます。

「未払残高」とは、各本社債に関してその時点で残存する全ての利払停止金額をいいます。

「未払残高支払事由」とは、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」g「利息支払期日及び方法」(d)「本劣後ローン未払残高の支払」の記載に基づき、本劣後ローン未払残高が支払われたことをいいます。

「民事再生法」とは、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民事執行法」とは、民事執行法（昭和54年法律第4号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「民法」とは民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。）をいいます。

「利息支払勘定」とは、本社債管理委託契約に基づき本社債関連口座に利息支払勘定として設けられた勘定及び本社債管理委託契約に基づき新たに開設された後の当該勘定をいいます。

「利払停止」とは、利払停止事由が生じた場合に、当社が、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることをいいます。

「利払停止金額」とは、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額をいいます。

「利払停止事由」とは、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローンの利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領したことをいいます。

「利払日」とは、2025年2月2日を第1回として、その後毎年2月2日及び8月2日をいいます。

「利率改定日」とは、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日を総称していいます。

「利率基準日」とは、各改定後利率適用期間につき、当該改定後利率適用期間の開始日直前の利率改定日の2銀行営業日前の日をいいます。

「利率決定日」とは、各利率基準日につき、当該利率基準日の翌銀行営業日をいいます。

「劣後支払条件（当社劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 当社の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は当社に知れている債権者に係る全ての当社上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 当社の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての当社上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 当社の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 当社の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての当社上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 当社に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて当社上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本社債に基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生する。

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、保険業法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、更生特例法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (d) 日本生命の再生手続において、民事再生法に基づき再生計画認可の決定が確定したときにおける再生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (e) 日本生命に対する日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続又はこれらに準ずる手続において、上記に準じて本劣後ローン上位債務が全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。但し、当該手続上そのような条件を付すことが認められない場合には、本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権の効力は当該条件に服することなく発生します。

「劣後事由」とは、当社劣後事由及び本劣後ローン劣後事由（本社債）を総称していいます。

「A種優先株式」とは、当社がその株主総会の決議及び普通株式に係る種類株主総会の決議に従って日本生命に発行したA種優先株式をいいます。

「5年国債金利」とは、以下のレートとします。

- (a) 利率基準日のレートとして利率決定日の午前9時30分（東京時間）以降に国債金利情報ページ（財務省ウェブサイト内「国債金利情報」ページにおける「金利情報」（https://www.mof.go.jp/jgbs/reference/interest_rate/jghcm.csv）（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）又は当該「国債金利情報」ページ（その承継ファイル及び承継ページを含みます。）からリンクされる日本国債の金利情報を記載したページ若しくはダウンロードできるファイルをいいます。以下同じです。）に表示される5年国債金利とします。
- (b) 利率決定日の午前10時（東京時間）に、国債金利情報ページに利率基準日のレートとしての5年国債金利が表示されていない場合又は国債金利情報ページが利用不能となった場合には、利率決定日に当社は参照国債ディーラーに対し、利率基準日の午後3時（東京時間）現在の参照5年国債の売買気配の仲値の半年複利利回り（以下「提示レート」といいます。）の提示を求めるものとします。
- (c) 提示レートが4つ以上の参照国債ディーラーから提示された場合には、その最も高い値と低い値をそれぞれ1つつつ除き、残りの提示レートの算術平均値（小数点以下第4位を四捨五入します。本定義において以下同じです。）を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。
- (d) 提示レートが2つ又は3つの参照国債ディーラーから提示された場合には、それらの算術平均値を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。
- (e) 提示レートが2つに満たなかった場合には、当該利率決定日の午前10時（東京時間）において国債金利情報ページに表示済みの最新の5年国債金利を当該改定後利率適用期間に適用される5年国債金利とします。

③ 管理資産の管理の方法、管理の形態及び信用補完の形態

a 管理の方法及び管理の形態

管理資産である本劣後ローン債権は当社の資産であり、本資産管理受託会社が本資産管理委託契約に従って管理資産である本劣後ローン債権の管理を当社のために行います。本社債管理委託契約において、当社は、本劣後ローン債権を含む当社の資産を、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行うことが禁止されています。本劣後ローン債権の利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定に、本劣後ローン債権の元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において保管され、後記3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」に記載されているこれらの勘定からの支払方法によってのみ利用することが可能とされています。

b 信用補完の形態

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

④ 期限の利益喪失事由

本社債は期限の利益喪失に関する特約を付しません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失せしめられることはありません。

⑤ 期限前償還

本社債の元本は、後記4「証券所有者の権利」（3）「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還されることがあります。

⑥ 利息支払の停止

本社債の利息は、後記4「証券所有者の権利」（2）「利払日及び利息支払の方法」②「利息支払の方法及び期限」f「利息支払の停止」の記載に基づき、その支払が繰り延べられることがあります。

⑦ 倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等

- a 本社債権者は、本社債の元利金全てが償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申立てに対し参加、同意等をしないものとします。
- b 本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、本責任財産のみを責任財産として、かつ、後記3「管理及び運営の仕組み」（1）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」a「管理資産からの支出」に記載されている管理資産からの支払順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、ここにおいて、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。
- c 本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、なお本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産が換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

⑧ 劣後条件等**a 劣後特約（当社劣後事由）**

当社は、当社劣後事由の発生後速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、当社劣後事由が発生した事実を通知します。当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

b 劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））

当社は、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した場合には、速やかに、本社債権者及び本社債管理者に対して、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

c 上位債権者に対する不利益変更の禁止

本社債要項の各条項は、いかなる意味においても上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、上位債権者とは、当社に対し当社上位債務に係る債権を有する全ての者及び日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

d 劣後特約に反する支払の禁止

劣後事由発生後、劣後支払条件（当社劣後事由）及び劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本社債の元利金の全部又は一部が本社債権者に支払われた場合には、その支払は無効とし、当該本社債権者は受領した元利金を直ちに当社に返還します。

e 相殺禁止

- (a) 当社について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就しない限りは、本社債権者は、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。
- (b) 本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している場合には、本社債権者は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、当社に対して負う債務と本社債に基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

⑨ 本社債に関する信用格付**a 信用格付を特定するための事項**

利息の利払日における支払と元金の最終償還日までの全額償還の安全性について、本社債は、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の予備格付を2024年7月3日付で取得しており、また、本格付機関から、JCRにつきAA-、及びR&IにつきAA-の本格付をそれぞれ本社債の払込期日に取得しました。なお、2024年11月末日現在の格付に変更がないことを本信用格付業者のホームページにおいて確認しています。

b 信用格付の前提及び限界に関する説明**(a) JCR**

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスク等、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制等を含む業界環境等の変化に伴い見直され、変動します。また、JCRが、その信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したのですが、当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

(b) R&I

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定通りに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見です。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではありません。信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではありません。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていません。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じていますが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがあります。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがあります。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られています。

（２）【管理資産に係る法制度の概要】

当社は、2024年6月10日付で設立登記を行った株式会社です。当社の行いうる業務は、当社の定款に目的として記載されている、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにこれに附帯関連する一切の事業とされており、かかる目的に従って業務を営んでいます。

当社の義務及び責任に関しては、破産法等の日本法上適用ある倒産処理法の適用を受け、社債を発行及び募集するにあたっては、会社法、振替法及び金融商品取引法の適用を受けます。

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、大和証券から日本生命に対して貸し付けられた貸付金の利息支払及び元本償還請求権である指名債権であり、民法及び商法のほか、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用を受けます。本劣後ローン債権は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、原保有者である大和証券から当社に譲渡され、当該譲渡については本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権の債務者である日本生命が確定日付ある証書による承諾を行うことにより債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

本劣後ローン債権に関する保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈の適用の態様については、後記6「投資リスク」（１）「投資に関するリスクの特性」①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」b「本社債の元本の償還に関するリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

（３）【管理資産の基本的性格】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約の内容については、後記2「管理資産を構成する資産の概要」（３）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。また、当該管理資産たる本劣後ローン債権の債務者である日本生命の特質については、後記第4「発行者及び関係会社法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

（４）【管理資産の沿革】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン譲渡契約に基づき2024年7月29日に原保有者である大和証券から当社に譲渡されました。

当社は、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、本社債の発行から償還時まで当該管理資産を保有し続けます。

（５）【管理資産の管理体制等】

①【管理資産の関係法人】

大和証券は、本劣後ローン契約により、管理資産である本劣後ローン債権を取得した上で、本劣後ローン債権譲渡契約により管理資産を当社に譲渡しました。本劣後ローン債権の移転と同時に、当社は、大和証券が有する本劣後ローン契約上の地位の一切を承継しました。

日本生命は、本劣後ローン契約に基づき大和証券から貸付けを受け、本劣後ローン債権の債務者となりました。

当社は、三井住友信託銀行に対して、本資産管理委託契約に基づき、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

また、三井住友信託銀行は、本社債の社債管理者です。社債管理者は、その管理の委託を受けた社債につき、社債権者のために社債に係る債権の弁済を受け、又は社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をするために必要があるときは、裁判所の許可を得て、当該社債を発行した会社の業務及び財産の状況を調査することができます（会社法第705条第1項及び第4項）。

②【管理資産の管理及び処分に関する基本的態度】

本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約において、以下の事項を遵守することとされています。

- a 本資産管理受託会社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づいて当社が取得した日本生命に対する本劣後ローン債権、その回収金、本社債関連口座内の預金及びその余裕金からの投資その他当社に帰属すべき資産（以下本②において「本資産等」といいます。）を、自己の固有財産その他の財産と分別して管理します。
- b 本資産管理受託会社は、当社の求めに応じ、本資産等の管理及び処分の状況について説明します。
- c 本資産管理受託会社は、本資産等の管理及び処分の状況を記載した書類を主たる事務所である東京都千代田区丸の内一丁目4番1号所在の本資産管理受託会社たる三井住友信託銀行資産金融部に備え置き、当社の求めに応じ、これを閲覧させます。
- d 本資産管理受託会社は、本資産管理委託契約に従って再委託を行う場合を除き、当社の同意なく本資産管理委託契約に定める業務の再委託を行いません。

③【管理資産の管理体制】**a 管理資産の管理を行う会社の統治に関する事項****(a) 法人の機関の内容**

管理資産である本劣後ローン債権の管理者は、本資産管理受託会社としての三井住友信託銀行です。

三井住友信託銀行は、迅速な経営判断による柔軟且つ機動的な業務執行を推進するとともに、監査・監督機能の維持・強化を図るため、監査等委員会設置会社の形態を採用しています。社外取締役が過半数を占める「監査等委員会」を設置しており、三井住友トラストグループ株式会社の監査委員会と連携した監査を行っています。

(i) 取締役会

2019年6月の機関設計の移行に伴い、個別の業務執行に係る決定権限を取締役会から業務執行取締役へ大幅に委任しており、取締役会は、経営の基本方針を決定するとともに、業務執行取締役等の職務の執行を監督することをその中心的役割としています。また、取締役21名のうち6名を社外取締役とすることにより、経営の透明性向上と監督機能強化を図っています。

なお、当事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）は取締役会を16回開催しており、各取締役の出席状況は、以下のとおりであります。

役職名（注1）	氏名	開催回数	出席回数	出席率
取締役会長（取締役会議長）	橋 本 勝	16回	16回	100%
取締役社長	大 山 一 也	16回	16回	100%
取締役副社長	岩 熊 清 司	16回	16回	100%
取締役副社長	田 中 茂 樹	16回	16回	100%
取締役副社長	山 口 信 明	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	井 谷 太	16回	16回	100%
取締役専務執行役員	鈴 木 康 之	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	米 山 学 朋	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	松 本 篤	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	佐 藤 正 克	16回	16回	100%
取締役常務執行役員	佐 藤 理 郎	16回	16回	100%
取締役	大久保 哲夫	16回	16回	100%
取締役	高 倉 透	16回	16回	100%
取締役（社外）	神 田 秀 樹	16回	15回	93%
取締役（社外）	アキレス 美知子	16回	15回	93%
取締役（社外）	鳥 井 一 美	16回	16回	100%
取締役（社外）	間 下 直 晃	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）	倉 井 力	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）	池 村 重 徳	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	佐々木 順子	16回	16回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	伊 達 英 文	12回(注2)	12回	100%
取締役（監査等委員）（社外）	榊 原 一 夫	12回(注2)	12回	100%

- (注) 1. 役職名は、2024年3月末日現在のものを記載しています。
2. 2023年6月23日付で、間下直晃氏が取締役に、池村重徳、伊達英文、榊原一夫の3氏が監査等委員である取締役に就任しています。
3. 2024年3月31日付で、岩熊清司氏が取締役に退任し、2024年4月1日付で、高田由紀氏が取締役に就任しています。
4. 2024年6月20日付で、倉井力、榊原一夫の両氏が監査等委員である取締役に退任し、同日付で大野牧人、アキレス美知子の両氏が監査等委員である取締役に就任しています。

(ii) 監査等委員会

三井住友信託銀行は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は5名の監査等委員である取締役に構成されており、うち3名は社外取締役となっています。

監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等から職務の執行状況についての報告聴取、内部監査部からの報告聴取、重要書類の閲覧等により、業務執行取締役の職務執行状況を監査いたします。

(iii) 経営会議等

三井住友信託銀行では、経営の意思決定プロセスにおける相互牽制機能の強化と透明性の確保を図るため、経営に関する重要事項を協議又は決定する機関として経営会議を設置しています。経営会議では、取締役会で決定した基本方針に基づき、業務執行上の重要事項について協議又は決定を行う他、取締役会決議事項の予備討議等を行っています。

また、重要な投融資案件を協議又は決定する「投融資審議会」、ALMに関する方針等を協議又は決定する「財務審議会」、受託財産の運用・管理に関する重要事項を協議又は決定する「受託財産運用・管理審議会」、設備投資や固定資産の取得・処分等に関する重要事項を協議又は決定する「総務審議会」、IT戦略やサイバーセキュリティ等に関する重要事項を協議又は決定する「IT審議会」といった各種審議会を設置しているほか、「オペレーショナル・リスク管理委員会」、「コンプライアンス委員会」、「商品審査委員会」、「利益相反管理高度化委員会」、「サステナビリティ委員会」、「コーポレートコミュニケーション委員会」、「業務効率化委員会」等各種委員会を設置しています。

(b) 内部統制システムの整備状況

三井住友信託銀行の取締役会は、親会社である三井住友トラストグループ株式会社（本項目「内部統制システムの整備状況」において、以下「持株会社」といいます。）の経営管理のもと、持株会社、三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の信託銀行として三井住友信託銀行及びその子会社等の経営管理を担う責任を十分に認識し、取締役会の「内部統制基本方針」に関する決議に基づいて、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他三井住友信託銀行の業務並びに三井住友信託銀行及びその子会社等から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」を、以下のとおり整備しています。

(i) コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備について

- i 持株会社が定めるグループのコンプライアンスに関する基本方針等を踏まえ、三井住友信託銀行のコンプライアンスに関する基本方針について定める。
- ii コンプライアンスに関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- iii 持株会社が定めるグループの利益相反管理に関する基本方針を踏まえ、三井住友信託銀行において顧客の利益が不当に害されることのないよう管理態勢を整備する。
- iv 本部にコンプライアンスに関する統括部署を置き、また、各部の責任者・担当者を定める。
- v 毎年度、コンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等の計画策定を指導する。あわせてその進捗・達成状況を把握・評価する。
- vi 役員及び社員のための手引書（コンプライアンス・マニュアル）を定め、コンプライアンスに関する教育・研修を継続的に実施する。
- vii 役員及び社員に対し三井住友信託銀行における業務運営に係る法令違反行為等について報告する義務を課するとともに、役員及び社員等が社内・社外の窓口に通報できるコンプライアンス・ホットライン制度を設置する。
- viii 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。不当要求等の介入に対しては、警察等の外部専門機関との緊密な提携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に対応し、利益の供与は絶対に行わない。
- ix マネー・ロンダリング及びテロ資金供与は、健全な金融システムに対する重大な脅威であり、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に毅然とした態度で臨み、関連法令等を厳守する。

(ii) リスク管理体制の整備について

- i 持株会社が定めるグループのリスク管理方針を踏まえ、三井住友信託銀行のリスク管理に関する基本方針について定める。
- ii リスク管理に関する重要事項については、取締役会で決議・報告を行う。
- iii 三井住友信託銀行は、3つの防衛線を基本としたリスク管理体制を構築する。

- iv 本部にリスク管理に関する統括部署を置き、リスクカテゴリー毎にリスク管理部署を置く。
- v リスク管理に関する持株会社が定めるグループの方針等を踏まえ、毎年度、三井住友信託銀行における計画（内部管理態勢整備計画）を持株会社の承認を得て策定するとともに、子会社等のリスク管理体制を整備する。
- vi 役員及び社員に対しリスク管理に関する教育・研修を継続的に実施する。
- vii 緊急事態に備えた業務継続に係る管理活動を定め、正常な業務活動の維持、継続を図る。

(iii) 業務執行体制の整備について

- i 主要な取締役会決議・報告事項については、社長を議長とし関係役員が参加する経営会議において、予備討議を行う。
- ii 業務の円滑且つ適切な運営を図るべく、三井住友信託銀行における組織の機構・分掌並びに役員及び社員の職制・権限に関する基本的事項を、取締役会が定める。
- iii 社内規定は関連する法令等及び持株会社が定める基本方針等に準拠して制定するとともに、当該法令等の改廃があったときは、速やかに所要の改廃を行う。

(iv) 経営の透明性確保について

- i 会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を整備するとともに、その有効性を評価する。
- ii 経営関連情報を適切に管理し、適時、正確且つ公平に開示する。

(v) グループ管理体制の整備について

- i 三井住友信託銀行のみならず子会社等のコンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備する。
- ii グループ内取引等を実施する場合は、アームズレングス・ルールに基づく検証等を行うとともに、持株会社グループの経営に重大な影響を与える可能性のあるものは持株会社に対し事前協議を行う。また、子会社等の行う重要度の高いグループ内取引等は、三井住友信託銀行がリスク管理面、コンプライアンス面等での検証を行う。
- iii 子会社等は業務執行状況・財務状況等を定期的に三井住友信託銀行に報告する。
- iv 三井住友信託銀行は子会社等の業務の規模・特性に応じ、子会社等の業務運営の適正性及び効率性を管理する。

(vi) 情報の保存・管理体制の整備について

- i 株主総会、取締役会及び経営会議について、議事の経過及び要領等を記録する議事録を作成し、関連資料とともに保存する。
- ii 情報管理に関する組織体制や重要度に応じた管理区分など、情報の保存及び管理に関する基本的事項を、取締役会が定める。

(vii) 内部監査体制の整備について

- i 業務執行部門から独立し十分な牽制機能が働く内部監査部門を設置する。
- ii 持株会社が定めるグループの内部監査基本方針を踏まえ、内部監査計画を策定の上、内部監査部門が各業務執行部門及び必要に応じて子会社等に対して監査を実施し、改善すべき点の指摘・提言等を行う。
- iii 内部監査の結果等及び内部監査計画の進捗状況・達成状況を適時適切に取締役会及び監査等委員会に報告する。

(viii) 監査等委員会監査に関する体制の整備について

- i 監査等委員会の職務を補助すべき社員等
 - ア 監査等委員会の職務の執行を補助するため、監査等委員会室を設置し、室長1名を含む相当数の取締役、執行役員又は社員を配置する。

- イ 監査等委員会室員は監査等委員会の指揮命令のもとで監査等委員会の職務を補助する業務を行う。
 - ウ 監査等委員会室員の人事及び処遇に関する事項については監査等委員会と事前に協議する。
 - エ 取締役は、監査等委員会室員が監査等委員会の職務を補助する業務を行う上で、不当な制約を受けることがないように配慮する。
- ii 監査等委員会への報告体制
- ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員は、三井住友信託銀行若しくは子会社等に著しい損害を与えるおそれのある事実、信用を著しく失墜させる事実、内部統制の体制や手続等に関する重大な欠陥や問題についての事実、又は法令若しくは定款に違反する重大な事実を知った場合、直ちに監査等委員会へ報告しなければならない。
 - イ コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・ホットライン制度による通報内容について、その都度、監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - ウ 内部監査部は、同部による三井住友信託銀行及び子会社等に対する内部監査の実施状況及び結果について、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - エ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員は、業務執行の状況その他の事項について監査等委員会から報告を求められた場合は、速やかに監査等委員会に対して報告しなければならない。
 - オ 上記ア、イ及びエに掲げる事項について、子会社等の取締役、監査役、執行役員及び社員又はこれらの者から報告を受けた者は、上記アに掲げる事実を知った場合は直ちに、子会社等の内部通報制度による上記イに掲げる通報内容についてはその都度、及び子会社等の上記エに掲げる事項について監査等委員会から報告を求められた場合は速やかに、三井住友信託銀行の監査等委員会に報告する。
 - カ 監査等委員会は、必要に応じ、上記アからエまでに掲げる事項について、上記アからオまでに掲げる者に対して報告を求めることができる。
 - キ 上記アからカまでに基づく報告をした者について、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- iii その他監査等委員会監査の実効性確保のための体制
- ア 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び社員は、監査等委員会の監査活動に誠実に協力する。
 - イ 監査等委員は、取締役会のほか、監査等委員会が必要と認める会議（子会社等における会議を含む。）に出席することができる。
 - ウ 代表取締役は、定期的に又は監査等委員会の求めに応じ、監査等委員会と意見交換を行う。
 - エ 内部監査部門は、監査等委員会に対して、内部監査計画の策定に係る事前協議を行い同意を得るほか、監査等委員会が指示するときは、当該指示に従い調査等を行う。監査等委員会による調査等の指示は、取締役その他の者の指示に優先する。
 - オ 代表取締役又は人事部門を担当する取締役は、監査等委員会に対して、内部監査部門を担当する取締役、執行役員のほか、内部監査部門の一定以上の職位の任免に係る事前協議を行い同意を得る。
 - カ 内部監査部門以外の財務、リスク管理、コンプライアンスなど内部統制に係わる部署においても、監査等委員会との円滑な連携に努める。
 - キ 三井住友信託銀行は、監査の実効性を確保するため、監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に必要な費用を支出する。

(ix) 監査等委員会と内部監査部門、会計監査人の連携状況

監査等委員会は、毎月1回内部監査部と定期的に会合をもち、内部監査計画の事前協議や内部監査結果の報告に加え、相互に意見・情報交換を実施し、内部監査の実施状況やリスク認識等についての報告を受けております。また、監査等委員会は、内部監査部とともに会計監査人と定期的に会合をもち、監査及び会計に関する情報、会計監査計画、監査の実施状況及び監査結果等について報告を受け、財務報告や内部統制の状況、改善提案についての意見交換を行っております。必要に応じて随時意見交換及び情報交換を実施する等、これらの内部監査部及び会計監査人との連携を緊密に行うことで監査の実効性及び効率性確保を図っております。

b 管理資産の管理を行う会社による管理資産に関するリスク管理体制の整備の状況

本資産管理受託会社は、管理資産の管理業務を資産金融部で行います。管理業務のための本資産管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、資産金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

2【管理資産を構成する資産の概要】

（1）【管理資産を構成する資産に係る法制度の概要】

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン債権には、民法及び商法が適用されるほか、貸金業法が適用されます。同法は、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行う等により、その業務の適正な運営を確保し、資金需要者等の利益の保護等を図っています。原保有者である大和証券は、貸金業者として登録されています。当社にも、債権を譲り受けた者の書面交付義務についての規定のほか一定の規定が適用されます。

本劣後ローン債権には、保険業法及びその他の関連法令、告示並びにそれらの解釈も適用されますが、これらの保険業法及び若しくはその他の法令、告示又はそれらの解釈の適用の態様については、後記6「投資リスク」（1）「投資に関するリスクの特性」①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」b「本社債の元本の償還に関するリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」をご参照下さい。

大和証券は、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン貸付実行日において貸付けを行い、同契約に従い、同日に本劣後ローン債権が発生しました。

劣後特約付の貸付債権は指名債権の一種であり、劣後特約付の貸付債権の譲渡については、通常の指名債権の譲渡に関する対抗要件の規定が適用されます。本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の原保有者である大和証券から当社に対する譲渡については本劣後ローン債権が発生した2024年7月29日に効力が発生しており、本劣後ローン債権の債務者である日本生命の確定日付ある証書による承諾の方法により債務者及び第三者対抗要件が具備されました。

本劣後ローン債権の債務者に対する破産・強制執行等に関しては、破産法、民事再生法、特定調停法、更生特例法、保険業法（清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合）及び民事執行法の適用を受けます。破産法は、債務者がその債務を完済することができない場合に、債務者の総財産を全ての債権者に公平に弁済する裁判上の手続を規定する法律です。民事再生法は、債務者の事業又は経済生活の再生を図るための手続を規定する法律です。特定調停法は、支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済再生に資するための特定調停の手続を定める法律です。更生特例法は、協同組織金融機関（信用協同組合、信用金庫又は労働金庫をいいます。）及び相互会社について、利害関係人の利害を調整しつつその事業の維持更生を図るための手続等を定める法律です。民事執行法は、強制執行・担保権の実行等民事執行に関する手続を定める法律です。清算並びに業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等の場合には、保険業法中の当該手続を定める条項が適用されます。

（2）【管理資産を構成する資産の原保有者の事業の概要】

管理資産を構成する資産の原保有者である大和証券の事業概要については、後記第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「原保有者の概況」をご参照下さい。

（3）【管理資産を構成する資産の内容】

① 本劣後ローン債権の概要

管理資産は、本劣後ローン契約に基づき大和証券が取得し、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された日本生命に対する劣後特約付の貸付債権である本劣後ローン債権です。

本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン債権の概要は以下のとおりです。

- a 金額
金750億円

b 用途

自己資本の充実を目的に、調達手段の多様化及び資本政策の柔軟性を確保する観点から本劣後ローンによる資金調達を行い、本劣後ローンの手取金を、運転資金等に充当します。

c 貸付実行日

本劣後ローン貸付実行日

d 本劣後ローン最終償還日

2054年8月2日の3銀行営業日前の日をいい、後記e「償還方法」(a)の記載に基づき延長された場合には、当該延長後の日をいいます。

e 償還方法

- (a) 本劣後ローンの元本は、後記h「期限前償還」(a)の記載に基づき期限前償還される場合を除き、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還します。

本劣後ローン償還要件が充足されないことにより本劣後ローンが本劣後ローン最終償還日に償還されない場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとし、その間も、後記g「利息支払期日及び方法」の記載に従って利息が発生するものとします。

日本生命は、本劣後ローン最終償還日又は延長後の本劣後ローン最終償還日より30日以上60日以内の事前の通知を行うことにより、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン償還要件の充足の有無を通知するものとします。本劣後ローン償還要件の充足の有無については当該通知の内容が本劣後ローン貸付人を拘束するものとします。

- (b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。
- (c) 本劣後ローンの元本の償還については、本e「償還方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

f 利率

- (a) 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2029年8月2日（当日を含みます。）までは、年1.824%とします。
- (b) 2029年8月2日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年1.250%（但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年2.250%）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- (c) 本劣後ローン貸付人は各利率決定日に前記(b)及び前記1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」②「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」に記載する利率を確認し、当該利率決定日から7銀行営業日以内に当該利率を日本生命に書面で通知します。

g 利息支払期日及び方法**(a) 利息支払の方法**

- (i) 本劣後ローン利息は、本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、当初期間においては、i 第1回本劣後ローン利払日に、ア（ア）1円に当初適用利率を乗じ、2で除して算出した金額（小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額（半年）」といいます。）と（イ）一通貨あたりの利子額（半年）に本劣後ローン貸付実行日の翌日（当日を含みます。）から2024年8月2日までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額（小数点以下13桁未満切捨）の合計額に、イ本劣後ローンの元本金額を乗じて算出した金額（1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。）を、また、ii第2回以降の各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」(a)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を、それぞれ支払います。当初期間におけるi第1回本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は699,032,967円であり、ii第2回以降の各本劣後ローン利払日において支払われるべき利息の金額は684,000,000円です。

改定後利率適用期間においては、各本劣後ローン利払日に、同日までの実日数にかかわらず、本劣後ローンの元本金額に前記f「利率」(b)に記載の利率を乗じ、2で除して算出した金額を支払います。

- (ii) 前記(i)に別段の記載がある場合を除き、半か年に満たない期間につき本劣後ローンに係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。
- (iii) 本劣後ローン償還日以降、当該償還額（本劣後ローンの元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本劣後ローンの元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、iア当該本劣後ローン償還日において残存する本劣後ローン経過利息又はii当該本劣後ローン償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合の本劣後ローン利息及びイ本劣後ローン未払残高は、前記e「償還方法」又は後記h「期限前償還」の記載に従い償還とともに支払われます。
- (iv) 本劣後ローン利息及び本劣後ローン経過利息の支払については、本g「利息支払期日及び方法」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(b) 利払の任意停止

日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

(c) 利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、(i)資本不足事由が生じ、かつ継続している場合、又は(ii)本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

(d) 本劣後ローン未払残高の支払

- (i) 日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i 適用ある規制上の要件を充足し、ii 資本不足事由が発生しておらず、また、iii 本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。
- (ii) 前記(i)iii、前記(b)及び(c)並びに後記(f)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。
- (iii) 日本生命が本劣後ローン未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利払停止金額から順に充当されます。
- (iv) 本劣後ローン未払残高の支払については、本(d)のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

(e) グロスアップ

日本生命は、本劣後ローン契約に基づく債務の支払につき、法令等により要求される場合を除き、公租公課等を控除してはなりません。日本生命が支払うべき金額から公租公課等を控除しなければならない場合には、日本生命は、本劣後ローン貸付人が公租公課等を課せられない場合に受領できる金額を受領できるように必要な金額を追加して支払うものとします。かかる場合、日本生命は、源泉徴収に係る日本の租税当局その他の監督官庁により発行された納税証明書を、支払を行った日より30日以内に本劣後ローン貸付人に宛てて直接送付します。

(f) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止

日本生命が本劣後ローンに係る利息の支払の停止に係る通知をした場合又は前記(a)から(e)までの記載に従って本劣後ローンに係る利息の支払が停止している場合、日本生命は、本劣後ローン同順位劣後債務若しくは日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務（日本生命の基金に係る債務及びかかる債務の条件として支払を行わないことが許容されていない債務を除きます。）に係る利息若しくは配当の支払、償還若しくは買入消却を行うこと、又は日本生命の子会社をして行わせることはできません。但し、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されません。

h 期限前償還

- (a) 日本生命は、以下の場合において本劣後ローンを償還することができます。

(i) 日本生命の選択による償還

日本生命は、その選択により、本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し本劣後ローン任意償還日より30日以上60日以内の事前の通知（本劣後ローン償還要件を充足した旨の記載を含むものとし、撤回不能とします。）を行うことにより、本劣後ローン任意償還日時時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、本劣後ローン任意償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(ii) 資本事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 資本事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(iii) 税制事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 税制事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(iv) 資本金変更事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に資本金変更事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である資本金変更事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し資本金変更事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、資本金変更事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 資本金変更事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、資本金変更事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から資本金変更事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 資本金変更事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(v) グロスアップ事由による償還

本劣後ローン貸付実行日以降にグロスアップ事由が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日であるグロスアップ事由償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対しグロスアップ事由償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、グロスアップ事由償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア グロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、グロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）からグロスアップ事由償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイグロスアップ事由償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(vi) 税制事由（本社債）による償還

本劣後ローン貸付実行日以降に税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日である税制事由（本社債）償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、本劣後ローン貸付人に対し税制事由（本社債）償還日より30日以上60日以内の事前の通知（撤回不能とします。）を行うことにより、税制事由（本社債）償還日時点で残存する本劣後ローンの元本の全部（一部は不可）を、iア 税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日以外の日である場合、税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日の直前の本劣後ローン利息計算基準日の翌日（当日を含みます。）から税制事由（本社債）償還日の3銀行営業日後の日（当日を含みます。）までの期間を計算期間とする本劣後ローン経過利息又はイ 税制事由（本社債）償還日が本劣後ローン利払日に該当する場合、本劣後ローン利息及びii 本劣後ローン未払残高の支払とともに償還することができます。

(vii) 本社債の買入消却に伴う償還

本劣後ローン貸付人が当社である場合において、当社が本社債買入消却を行う場合においては、本劣後ローン貸付人は、日本生命と本社債買入消却及びこれに伴う本劣後ローンの元本の償還に関する事前の書面による合意である本社債買入消却関連合意を行うものとします。

本社債買入消却関連合意が成立した場合には、日本生命は、本社債買入消却関連合意に従い、本劣後ローン償還要件を充足した上で、i 本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの元本を償還し、ii 本社債買入消却関連合意に規定する金額の本劣後ローンの利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高（本社債買入消却関連合意において支払が合意された場合及び当該合意された金額に限ります。）を支払います。

日本生命が本社債買入消却関連合意に基づき本劣後ローンの元本の償還として支払った金額にかかわらず、本社債買入消却関連合意に基づく本劣後ローンの元本の償還に伴い、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本が償還されたものとみなされ、かつ、本社債買入消却によって買い入れられる本社債の金額相当額の本劣後ローンの元本に対応する利息（経過利息を含みます。）及び本劣後ローン未払残高が支払われたものとみなされるものとします。

- (b) 前記(a)に基づき本劣後ローンが償還されるべき日である本劣後ローン償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、本劣後ローン償還日に支払われるべき本劣後ローン経過利息又は本劣後ローン利息の金額に影響を与えるものではありません。

- (c) 本劣後ローンの元本の期限前償還については、本h「期限前償還」の記載のほか、後記j「劣後条件等」(a)「劣後特約」記載の劣後特約に従います。

i 期限の利益喪失の禁止

本劣後ローン貸付人は、本劣後ローン契約に基づく本劣後ローン元本の償還並びに本劣後ローン利息、本劣後ローン経過利息及び本劣後ローン未払残高の支払につき、期限の利益を喪失させることはできません。

j 劣後条件等

(a) 劣後特約

日本生命は、本劣後ローン劣後事由の発生後速やかに、本劣後ローン貸付人に対して、本劣後ローン劣後事由が発生した事実を通知します。本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生します。

(b) 本劣後ローン上位債権者に対する不利益変更の禁止

本劣後ローン契約の各条項は、いかなる意味においても本劣後ローン上位債権者に対して不利益を及ぼす内容に変更されてはならず、そのような変更の合意はいかなる意味においても、またいかなる者に対しても効力を生じません。この場合に、本劣後ローン上位債権者とは、日本生命に対し、本劣後ローン上位債務に係る債権を有する全ての者をいいます。

(c) 劣後特約に反する支払の禁止

本劣後ローン劣後事由発生後、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就していないにもかかわらず、本劣後ローンの元利金の全部又は一部が本劣後ローン貸付人に支払われた場合には、その支払は無効とし、本劣後ローン貸付人は受領した元利金を直ちに日本生命に返還します。

(d) 相殺の禁止

日本生命について清算手続が開始され、かつ継続している場合、破産手続開始の決定がなされ、かつ破産手続が継続している場合、更生手続開始の決定がなされ、かつ更生手続が継続している場合、再生手続開始の決定がなされた場合（但し、再生手続開始の決定がなされた後、簡易再生の決定若しくは同意再生の決定が確定した場合、再生計画不認可の決定が確定した場合、再生手続開始決定の取消若しくは再生手続の廃止により再生手続が終了した場合、又は再生計画取消の決定が確定した場合を除きます。）、又は日本法によらない外国における清算手続、破産手続、更生手続、再生手続若しくはこれらに準ずる手続が行われている場合には、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就しない限りは、本劣後ローン貸付人は、日本生命に対して負う債務と本劣後ローンに基づく元利金の支払請求権を相殺してはなりません。

k 事実の表明及び保証

日本生命は、原保有者に対し、本劣後ローン契約締結日及び本劣後ローン貸付実行日において、以下の事実を表明し、保証するものとされます。これらの表明及び保証につき違反の事実が判明した場合には、当該違反により原保有者の被った全ての損害、損失及び費用について日本生命は賠償の責に任ぜられるものとされています。

(a) 日本生命は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続する相互会社です。

(b) 日本生命は、本劣後ローン契約並びに本劣後ローン契約に基づいて交付される他の全ての証書及び文書の締結及び履行をなす権利能力を有しており、これらの締結及び履行に必要な一切の授權手続を履行しました。

(c) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行は、保険業法その他日本生命に適用がある法令、規則、通達、日本生命の定款その他の内部規則、裁判所その他の政府機関の命令若しくは判決、又は日本生命を当事者とする若しくは日本生命が拘束される第三者との間の契約上の規定に、重要な点で違反又は抵触しておらず、日本生命の財産若しくは事業の上に先取特権、担保権その他の負担（本劣後ローン契約に基づき原保有者のために負担するものを除きます。）を成立させ、又はそのような負担の設定を必要ならしめたりするものではありません。

(d) 日本生命による本劣後ローン契約の締結及び履行に際して、日本生命の側において必要となる許可、認可、承認、通知又は事前の届出は存在しないか、又は全て完了済みです。

(e) 本劣後ローン契約の締結及び履行に先立ち、日本生命から原保有者に対して直近に提出された貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）は重要な点において正確であり、一般に公正妥当と認められる会計原則に基づき、当該書類作成時点における日本生命の状態を適切かつ正確に反映したものです。これらの、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分に関する決議書（写）の書類作成時点以降、日本生命の本劣後ローン契約に基づく債務の履行に重大な影響を与える事項は存在していないか、全て原保有者に対して書面で開示されています。

- (f) 日本生命に対し、本劣後ローン契約の適法性、有効性若しくは執行可能性、又は本劣後ローン契約に基づく債務を履行する能力について重大な影響を与えうる訴訟、請求その他の司法手続、行政手続又はその他の係争は存在していません。
- (g) 本劣後ローン契約に基づき、日本生命から原保有者に対し提供される情報は、当該情報の提供日現在、全ての重要な点について真実かつ正確であり、日本生命は原保有者にとり重要と思われる情報を削除していません。また、当該情報には、本劣後ローン貸付実行日までに貸付けされ残存する全ての本劣後ローン同順位劣後債務の明細及び条件が含まれています。
- (h) 日本生命を当事者とする又は日本生命が拘束される契約につき、本劣後ローン契約を締結し又はこれに基づく債務を履行する上で重大な影響を及ぼしうる債務不履行、期限の利益喪失事由若しくは潜在的な期限の利益喪失事由、解除事由、又は契約終了事由は発生、継続しておらず、かかる事由は日本生命による本劣後ローン契約の締結、又は本劣後ローン契約に基づく債務の履行の結果発生することはありません。

1 組織変更に伴う読替

日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち一定の条項は、組織変更の効力発生をもって、読み替えられるものとされています。

本報告書における本劣後ローン契約に関する記載のうち、かかる読替の対象となる箇所及び読み替え後の内容は、下記のとおりです。

第1 管理会社の状況

1 概況

（1）管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等

（前略）

「本劣後ローン上位債務」とは、本劣後ローン同順位劣後債務及び本劣後ローンに係る債務並びに日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務を除く、劣後的破産債権に係る債務を含むあらゆる日本生命の債務をいいます。

（中略）

「本劣後ローン償還要件」とは、本劣後ローン元本の償還を行うために充足すべき、(a)本劣後ローン元本の償還を行った後において日本生命が十分なソルベンシー・マージン比率を維持することができると見込まれること、又は(b)日本生命が当該償還額以上の額の適格資本調達（株式の発行及び劣後債務による資金調達を含みます。）を行うことという条件、及び、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限ります。）その他その時点において適用のある規制上の要件をいいます。

（中略）

「本劣後ローン同順位劣後債務」とは、日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務と同順位となることが明示された日本生命のその他の債務をいいます（下記の債務を含みますが、これらに限られません。）。

（中略）

「本劣後ローン劣後事由」とは、以下のいずれかの事由が生じた場合をいいます。

- (a) 日本生命について、清算手続（会社法に基づく通常清算手続及び特別清算手続を含みます。）が開始された場合。
- (b) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、破産法の規定に基づく破産手続開始の決定をした場合。
- (c) 管轄権を有する日本の裁判所が、日本生命について、会社更生法の規定に基づく更生手続開始の決定をした場合。

（中略）

「劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）」とは、以下に該当する場合をいいます。

- (a) 日本生命の清算手続において、債権の申出期間に申出がなされた債権又は日本生命に知れている債権者に係る全ての本劣後ローン上位債務が、会社法の規定に基づき、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。
- (b) 日本生命の破産手続において、最後配当のための配当表に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、法令上認められる全ての配当によって、全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足（供託による場合を含みます。）を受けた場合。
- (c) 日本生命の更生手続において、会社更生法に基づき更生計画認可の決定が確定したときにおける更生計画に記載された全ての本劣後ローン上位債務が、その確定した債権額について全額支払われた場合、又はその他の方法で全額の満足を受けた場合。

（後略）

2 管理資産を構成する資産の概要

（3）管理資産を構成する資産の内容

① 本劣後ローン債権の概要

g 利息支払期日及び方法

（前略）

（b）利払の任意停止

後記(f)に従って本劣後ローン利息の支払が強制される場合を除き、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利払日の15銀行営業日前の日である本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対し通知を行うことにより、当該通知に係る本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べることができます。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン任意停止金額には、利息を付しません。

（c）利払の強制停止

日本生命は、本劣後ローン通知基準日の5銀行営業日前において、資本不足事由が生じ、かつ継続している場合には、当該本劣後ローン通知基準日までに本劣後ローン貸付人に対して通知した上で、当該本劣後ローン通知基準日に係る本劣後ローン利払日以降、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べなければなりません。当該繰り延べられた本劣後ローン利息の未払金額である本劣後ローン強制停止金額には、利息を付しません。

（d）本劣後ローン未払残高の支払

(i) 日本生命は、その裁量により、本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を、5銀行営業日以上15銀行営業日以内の本劣後ローン貸付人に対する事前の通知（かかる通知には支払われる本劣後ローン利払停止金額を記載することを要します。）を行うことにより、いつでも行うことができます。但し、かかる支払は、当該通知の時点において、i 適用ある規制上の要件を充足し、ii 資本不足事由が発生しておらず、また、iii 本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことを条件とします。

(ii) 前記(i)iii、前記(b)及び(c)の記載にかかわらず、本劣後ローン同順位劣後債務の支払が停止している場合であっても、日本生命は、直近の本劣後ローン利払日における本劣後ローン未払残高の全部又は一部の支払を行うことができます。但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直近の利払日における未払残高について、実質的に同時に、本劣後ローン未払残高に占める支払額の比率と同一の比率（かかる比率の算定において、外貨換算その他の要素については日本生命が適当と認める方法により行うものとします。）で支払うことをその条件とします。なお、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項又は条件上、かかる実質的に同時の支払ができない場合には、当該本劣後ローン同順位劣後債務の直後の利払日における支払も認められるものとします。

（中略）

（f）強制利払い

ある本劣後ローン利払日に先立つ6ヶ月間において以下のいずれかの事由（以下「本劣後ローン強制利払事由」といいます。）が生じた場合、日本生命は、金融庁の事前の承認の取得（かかる承認が必要な場合に限りです。）その他その時点において適用のある規制上の要件を充足した上で、当該本劣後ローン利払日に、本劣後ローン未払残高の支払とともに、当該本劣後ローン利払日に係る本劣後ローン利息を支払うものとします。但し、本劣後ローン強制利払事由が生じてから当該本劣後ローン利払日までの間に資本不足事由が発生し又は発生し続けた場合は、この限りではありません。

- (i) 日本生命が普通株式若しくは優先株式の配当又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務に対する配当若しくは利息（未払残高を含みます。）の支払を行う決議をした場合又は支払を行った場合（但し、当該本劣後ローン同順位劣後債務の要項に基づき強制された支払及び前記(d)に基づく本劣後ローンと同一の比率での未払残高の全部又は一部の支払を除きます。）
- (ii) 日本生命又は日本生命の子会社が日本生命の普通株式若しくは優先株式又は日本生命の清算手続における支払につき本劣後ローンに係る債務に劣後することが明示された日本生命の債務若しくは本劣後ローン同順位劣後債務の消却、買入れ又は取得をした場合（但し、i 会社法に基づき義務づけられる消却、買入れ又は取得、ii 合併その他の組織再編に伴って生じる買入れ又は取得、又は、iii ストックオプション制度及び従業員持株制度を含む、従業員又は役員に対するインセンティブ・プランに関連して生じる買入れ又は取得のいずれかによる場合を除きます。）
- (g) 本劣後ローン同順位劣後債務等の支払停止
(全文削除)
(後略)

- m 本劣後ローン債権の日本生命による利息の支払及び元本の償還に関しては、物的又は人的担保は付されていません。
- n 本劣後ローン貸付人は、日本生命に事前に書面により通知した上で、本劣後ローン契約に基づく権利を第三者に譲渡又は質入することができます。かかる場合、日本生命は、かかる譲渡又は質入に合理的な範囲で協力する（かかる譲渡又は質入を書面で承諾することを含みますが、これに限られません。）ものとし、かかる協力に必要な費用は、本劣後ローン貸付人が負担します。
本劣後ローン債権譲渡契約においては、本劣後ローン債権が一定の属性を有することは求められておらず、本劣後ローン債権が一定の属性を有しない場合に行われ又は行われ得る措置（例えば、大和証券による買戻し等）は定められていません。

② 本劣後ローン債権の債務者に関する事項

管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者である日本生命に関する事項は以下のとおりです。

- a 名称
日本生命保険相互会社
- b 組織形態
保険業法第2条第5項に定める相互会社

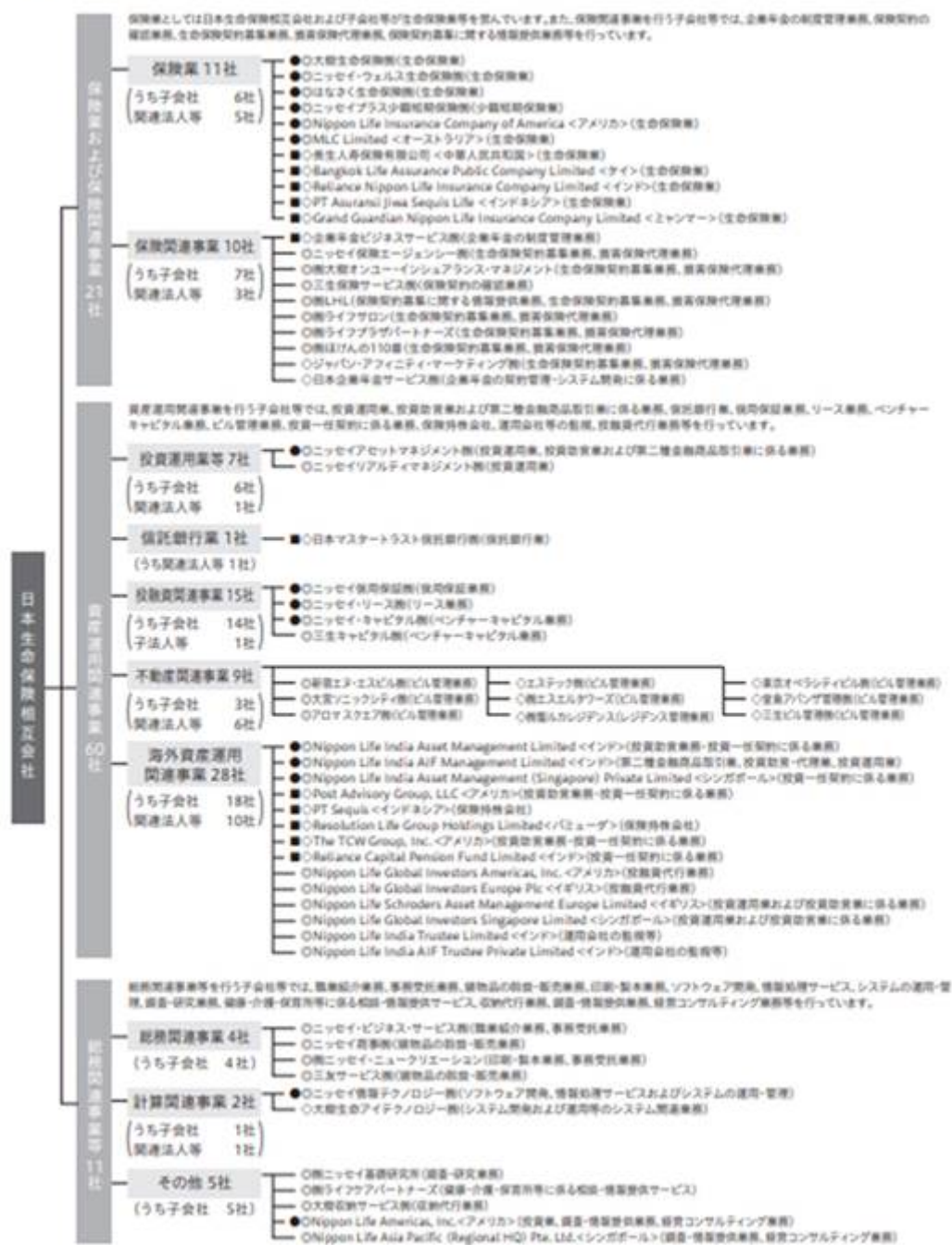
c 沿革

1889年	有限責任日本生命保険会社創立
1891年	日本生命保険株式会社に改称
1902年	本店を現在地に新築移転
1924年	(財)日本生命済生会設立(2012年に公益財団法人へ移行)
1931年	(財)日本生命済生会付属日生病院開院(2018年に日本生命病院に改称)
1942年	富士生命を包括移転
1945年	愛国生命を包括移転
1947年	日本生命保険相互会社として再発足
1973年	(財)ニッセイ児童文化振興財団設立(1993年に(財)ニッセイ文化振興財団に改称、2009年に公益財団法人へ移行)
1975年	ニューヨーク連絡事務所開設(1977年にニューヨーク事務所に改称) 琉球生命を包括移転
1979年	(財)日本生命財団設立(2010年に公益財団法人へ移行)
1981年	ロンドン事務所開設
1982年	フランクフルト事務所開設
1984年	ニッセイ・リース(株)設立
1985年	ニッセイビーオーティー投資顧問(株)設立(1989年にニッセイ投資顧問(株)に改称) シンガポール事務所開設(2010年に現地法人へ移行)
1987年	北京事務所開設 ニッセイ・ライフプラザ第1号店開設(新宿)
1988年	(株)ニッセイ基礎研究所設立
1989年	ニッセイ総合研修所竣工 (財)ニッセイ聖隷健康福祉財団設立(2013年に公益財団法人へ移行)
1991年	ニッセイ・キャピタル(株)設立 米国日本生命(ニッポン・ライフ・インシュアランス・カンパニー・オブ・アメリカ)設立
1993年	(株)ニッセイ・ニュークリエーション設立 (財)ニッセイ緑の財団設立(2011年に公益財団法人へ移行)
1995年	ニッセイ投信(株)設立
1996年	ニッセイ損害保険(株)設立
1997年	バンコク・ライフに資本参加 パトナムと業務提携
1998年	ニッセイ投資顧問(株)とニッセイ投信(株)を統合し、ニッセイアセットマネジメント投信(株)設立 ドイツ銀行と業務提携
1999年	ニッセイ情報テクノロジー(株)設立
2000年	特別勘定運用部門を分社、ニッセイアセットマネジメント投信(株)と統合してニッセイアセットマネジメント(株)に改称 日本マスタートラスト信託銀行(株)が営業開始
2001年	同和火災海上保険(株)、ニッセイ損害保険(株)の2社が合併し、ニッセイ同和損害保険(株)誕生(2010年にあいおい損害保険(株)と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険(株)に改称) ニチイ学館グループ、日立製作所グループなどと(株)ライフケアパートナーズ設立 第一生命保険(相)(現 第一生命保険(株))と共同事業会社 企業年金ビジネスサービス(株)設立 ニッセイコールセンター開設
2003年	広電日生人壽保險有限公司設立

2004年	バンコク・ライフを関連会社化 東京本部を丸の内に移転
2008年	ノースウェスタン・ミューチュアルと業務提携
2009年	広電日生人壽保險有限公司の合弁パートナーを中国長城資産管理公司に変更し、 長生人壽保險有限公司に改称
2011年	リライアンス・ライフに資本参加し、関連会社化（2016年にリライアンス・ニッ ポンライフ・インシュアランスに改称）
2012年	リライアンス・キャピタル・アセットマネジメントに資本参加し、関連会社化 （2016年にリライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメントに改称）
2014年	セクイス・ライフに資本参加し、関連会社化
2015年	（株）ライフサロンを子会社化 ニッセイリアルティマネジメント（株）設立 （株）ライフプラザパートナーズを子会社化 三井生命保險（株）（現 大樹生命保險（株））と経営統合
2016年	MLC Limited を子会社化
2017年	（株）ほけんの110番を子会社化 The TCW Group, Inc.に資本参加し、関連会社化
2018年	マスミューチュアル生命保險（株）（現 ニッセイ・ウェルス生命保險（株））と 経営統合 （株）LHLを子会社化
2019年	はなさく生命保險（株）開業 リライアンス・ニッポンライフ・アセットマネジメント株式を追加取得し、子会 社化（2020年にニッポンライフ・インディア・アセットマネジメントに改称） グラント・ガーディアン・ライフ・インシュアランスに資本参加し、関連会社化 （同年グラント・ガーディアン・ニッポンライフ・インシュアランスに改称）
2022年	ニッセイプラス少額短期保險（株）開業

d 事業の内容

◆事業系統図（2024年3月31日時点）



- (注) 1. 子会社とは保険業法第2条第12項に規定する子会社、子法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第3項に規定する子法人等(子会社を除く)、関連法人等とは保険業法施行令第13条の5の2第4項に規定する関連法人等です。
2. ●○は連結される子会社、■○は持分法適用の関連法人等
3. ○○は子会社、○△は関連法人等
4. 会社名は主要なものを記載しています。

e 営業の概況

日本生命の営業の概況については、後記第4「発行者及び関係法人情報」2「原保有者その他関係法人の概況」「その他関係法人の概況」「日本生命保険相互会社の概況」をご参照下さい。

f 割合その他の管理資産における本劣後ローン債権への集中の状況

日本生命は、管理資産を構成する本劣後ローン債権の唯一の債務者です。

g 本劣後ローン債権の内容

前記①「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

③ 管理資産を構成する資産に係る価格等の調査の結果及び方法の概要等

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権については、価格等の調査は行われていません。

（4）【管理資産を構成する資産の回収方法】

管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還については、原保有者である大和証券から当社に対して本劣後ローン債権が譲渡された後においては、日本生命は直接当社に対してこれを行うものとされています。本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還の詳細については、前記（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」をご参照下さい。

3【管理及び運営の仕組み】

（1）【資産管理等の概要】

①【管理資産の管理】

管理資産を構成する本劣後ローン債権は、本劣後ローン契約に基づき原保有者である大和証券が貸付金の貸付を日本生命に対して行うことによって発生したものです。

原保有者である大和証券は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づく本劣後ローン債権の譲渡に際して、当社及び日本生命に対して、保有している本劣後ローン債権の単独唯一の権利者であり、その権利は他者のいかなる担保権その他の権利にも服するものではなく、自分のみがその処分権限を有することを除き、本劣後ローン債権に関連して、その有効性を含む一切の事項についての事実表明及び保証を何ら行っていません。

本劣後ローン債権の債務者である日本生命は、本劣後ローン契約において、本劣後ローン契約の締結日である2024年7月19日付及び本劣後ローン貸付実行日付で、原保有者である大和証券に対し、前記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」k「事実の表明及び保証」記載の事実を表明し、保証しています。また、日本生命は、本劣後ローン債権譲渡契約において、当社及び大和証券に対し、本劣後ローン契約において日本生命が大和証券に対して行った前記2「管理資産を構成する資産の概要」（3）「管理資産を構成する資産の内容」①「本劣後ローン債権の概要」k「事実の表明及び保証」記載の事実表明は、それがなされた時点において全て真実かつ正確であり、かつ、本劣後ローン債権譲渡契約の締結日及び本劣後ローン債権の譲渡実行日である2024年7月29日においても真実かつ正確であることを表明し、保証しています。

当社の普通株式及びA種優先株式の状況並びにその保有者については後記第4「発行者及び関係法人情報」1「発行者の状況」をご参照下さい。

なお、当社は、未償還の本社債が残存する限り当該株式の保有者たる株主に対する配当を行わないこと及び資本金及び資本準備金の額の減少を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

日本生命による本劣後ローン債権に係る本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還は、それぞれ各本劣後ローン利払日及び本劣後ローン償還日において、当社に対して直接行われます。本社債管理委託契約においては、本劣後ローン利息の支払による回収金は当社の本社債関連口座内の利息支払勘定において、本劣後ローン元本の償還による回収金は当社の本社債関連口座内の元金償還勘定において、それぞれ保管するものとされています。

当社は、本資産管理委託契約に基づき、三井住友信託銀行に対し、本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務を委託しています。

本①に記載される事項のほか管理資産たる本劣後ローン債権の元本の償還及び利子の支払等に重大な影響を及ぼす要因については、後記6「投資リスク」（1）「投資に関するリスクの特性」①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

a 管理資産からの支出

- (a) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理委託契約に定めるとおり、本社債関連口座を開設するものとし、本社債関連口座内の金銭を、(i)利息支払勘定、(ii)元金償還勘定及び(iii)出資金勘定に区分して管理するものとされています。
- (b) 本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下に定める方法と順序においてのみ金銭の支払を行うことができるものとされています。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。また、当社は、保有する金銭を以下に定める方法に基づき本社債関連口座においてのみ保管するものとされています（但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。）。但し、本社債関連口座を開設している金融機関について、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）未満に格下げされた場合、又は(ii)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）未満に格下げされた場合（以下本「管理資産からの支出」において「格付事由」といいます。）には、当社は、かかる事由の発表の日の翌日から14銀行営業日以内に、(i)R&Iによる短期格付がa-1（又はそれと同等の信用力）以上、かつ、(ii)JCRによる短期格付（又はこれと同等とみなされる長期格付）がJ-1（又はこれと同順位の格付）以上である金融機関に新たに本社債関連口座を開設し、従来の本社債関連口座において保管されていた金銭をそれぞれ本社債管理者に書面による通知の上移転し、新たな本社債関連口座内の金銭を、従前と同様に(i)利息支払勘定、(ii)元金償還勘定及び(iii)出資金勘定に区分して管理するもの（以下本「管理資産からの支出」において「本社債関連口座移転行為」といいます。）とし、以後も同様とします。なお、当社は、格付事由が生じていない場合であっても、(a)本社債に付された格付の格下げを避けるために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合及び(b)本社債に付された格付の格上げのために合理的に必要又は望ましいものと認められる場合には、本社債関連口座を開設する金融機関と協議の上、随時、本社債関連口座移転行為を行うことができます。

管理資産からの支払順序及び方法は、以下によるものとします。但し、本社債買入消却関連合意に基づき受領した金銭については、本社債買入消却関連合意に従い、随時、本社債の買入消却に関連する支払に充当することができます。

- (i)本劣後ローン債権に基づき日本生命から受領した金銭のうち、i 利息（本劣後ローン未払残高支払額を含みます。）として受領した金銭については利息支払勘定に入金し、ii 元本として受領した金銭については元金償還勘定に入金します。iii 当社がその普通株式及びA種優先株式の発行によって受領した普通株式の払込金及びA種優先株式の払込金並びに本社債の発行によって受領した本社債の払込金は全て出資金勘定に入金します。iv 本社債関連口座に係る預金金利については、全て出資金勘定に入金します。
- (ii)各利払日及び償還日において、以下の方法により、本社債の元金及び利息（未払残高を含みます。本iiにおいて以下同じです。）の支払を行うものとします。
- i 償還日に該当しない利払日においては、利息支払勘定から本社債の利息の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て利息支払勘定に留保します。
 - ii 償還日においては、利息支払勘定及び元金償還勘定から本社債の利息及び元金の支払を行い、かかる支払の後の残余については、全て出資金勘定に入金します。

(iii) 当社は、以下の項目に該当する支払については、その支払時期が到来した時点において、随時、出資金勘定から行うことができます。

- i 公租公課の支払
- ii 諸費用の支払

本a「管理資産からの支出」において「諸費用」とは、ア 当社の資産の維持・管理に係る諸費用（本資産管理委託契約に基づき支払う資産管理委託期中手数料を含みます。）、イ 本社債の維持、管理及び支払に係る諸費用（本社債管理委託契約及び本社債事務委託契約に基づき支払う報酬・費用及び本社債管理委託手数料を含みます。）、ウ 当社の業務又は維持に係る諸費用（取締役・監査役に対する報酬、会計士及び監査法人手数料、格付手数料を含みます。）、並びにエ 本社債管理委託契約第18条及び第19条に基づく損害、債務及び費用の支払を総称したものをいいます。

(iv) 上記 i から iii までの記載にかかわらず、当社は、以下の項目に該当する支払については、出資金勘定から行うことができます。

- i 本社債の引受会社である大和証券に対して本引受契約に基づき支払う引受手数料及び費用の支払
- ii 本劣後ローン債権譲渡契約第2条第1項に基づく当社から大和証券に対する本劣後ローン債権の売買代金の支払
- iii 払込期日までに当社が支払うべき公租公課の支払
- iv その他本社債の発行に関連して必要となる費用（弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対して支払う格付手数料等を含みますがこれらに限られません。）の支払

②【管理報酬等】

管理資産から支払われる報酬及び手数料としては以下のものがあります。

- a 当初支払報酬及び手数料として、当社は、本社債の引受会社に対する引受手数料、本社債の事務受託会社である三井住友信託銀行に対する社債事務委託手数料、本社債の発行に関連して必要となる弁護士費用、会計士費用、本格付機関に対する格付手数料及び目論見書（仮目論見書及びその訂正事項分を含みます。）等印刷費用、その他当初において会社の設立・維持のために当社が負担すべき報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は約554百万円でした。
- b 期中支払報酬及び手数料として、当社は、以下の報酬及び手数料を支払います。
 - (a) 本社債事務受託会社を通じて、本社債権者が本社債を保有する口座管理機関に対して、(i) 元金支払手数料として、当該本社債の元金金額（期限前償還する場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額にこれに係る消費税相当額を加えた金額を、(ii) 利金支払手数料として、当該本社債の元金金額（期限前償還日において本社債の全部が償還されるときにおける利息支払の場合には、償還価額の総額）につき、10,000分の0.075の料率により計算された金額及びこれに係る消費税相当額を加えた金額を、それぞれ支払います。
当社は、(i) 元金支払手数料を本社債の元金が償還される日の1銀行営業日前の日までに、(ii) 利金支払手数料を本社債の利息が支払われる日の1銀行営業日前の日までに、それぞれ本社債事務受託会社に交付します。

- (b) 本社債事務受託会社に対して、2029年8月2日を初回とする毎年8月2日に本社債の全額又は一部が残存している場合（同日に償還又は買入消却その他の事由により本社債の全てが消滅する場合を除きます。）、同日に金50万円を支払います（支払期日が銀行営業日以外の日にあたる場合は、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。）。
- (c) 本社債管理者に対して、2025年8月2日を第1回の支払期日とし、その後毎年8月2日を支払期日として、当該支払期日（当該日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）に、毎1か年につきその前年の支払期日における本社債現存額に対し、10,000分の0.3（消費税及び地方消費税別）を乗じた金額に、これに係る消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を本社債管理委託手数料として支払います。但し、第1回の支払期日においては、本社債の払込期日における本社債の総額に基づき、1か年分に、本社債の払込期日の翌日（当日を含みます。）から2024年8月2日（当日を含みます。）までの日割分を加えた金額を支払います。なお、1年に満たない期間の手数料を計算するときは365日の日割計算とします（1円未満を切り捨てます。）。
- (d) 本資産管理受託会社に対して、期中委託報酬として、2024年7月29日を初回とする毎年7月29日に、2053年7月29日を最終支払期日として、金160万円を、それぞれ支払います（支払期日が銀行営業日以外の日にあたる場合は、その前銀行営業日に繰り上げて支払い、それぞれ消費税及び地方消費税は外税とします。）。この定めは、2054年8月2日以降毎年8月2日において、資産管理委託契約が当該日をもって終了しない場合に準用します。但し、本資産管理委託契約が終了する日（当日を含みます。）以降に到来する支払期日においては期中委託報酬を支払わないものとし、支払期日以外の日において本資産管理委託契約が終了した場合には、その直前の支払期日に支払った期中委託報酬額から、当該支払期日の翌日から本資産管理委託契約が終了した日までについて1年365日の日割で計算した額（1円未満を切り捨てます。）を控除した金額並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額が、当社の請求に基づき、当社の指定する日までに払い戻されるものとします。また、本資産管理委託契約の期間が延長される場合には、当該期間における委託報酬額について、当社及び本資産管理受託会社が別途合意するものとします。
- (e) 上記以外の主な期中支払報酬及び手数料として、当社は、本格付機関に対する格付監視手数料、当社の会計監査人に対する報酬、公告費用及びその他当社を維持するために必要となる報酬及び手数料（これらに関する消費税及び地方消費税を含みます。）を支払うものとし、その合計は年間約700百万円です。

③【その他】

本社債管理委託契約において、当社は、本社債要項に別途定めるところに加え、以下の事項につき事前に本社債管理者の書面による承諾を得るものとされています。

- a 当社の定款の変更（但し、法令の改正に対応するための形式的な変更、本一般社団法人に対して普通株式を発行するために必要となる定款の変更並びに日本生命及び本一般社団法人に対してA種優先株式を発行するために必要となる定款の変更を除きます。）をする場合
- b 当社が、本劣後ローン債権譲渡契約又は本資産管理委託契約を解除、変更又は修正する場合

なお、当社の定款の変更は、株主総会の決議によらなければできません。

本社債管理委託契約に定められた事項の変更その他特に必要と認められる事項については、そのつど当社及び本社債管理者は、相互にこれに関する協定をします。本社債管理委託契約が変更された場合には、当社は速やかにその旨本格付機関に書面にて通知します。但し、本社債権者の利害に重大な関係を有する事項の変更（法令の改正又は制定に伴う変更を除きます。）については、法令に従い、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とします。

（２）【信用補完等】

本社債については、特段の信用補完・流動性補完は行われていません。

なお、当社の普通株式及びA種優先株式の払込金は当社の本社債関連口座内の出資金勘定において保管され、公租公課の支払や諸費用の支払の原資として利用されますが、本社債関連口座内の利息支払勘定及び元金償還勘定内の金銭が、本社債の利息及び元金の支払に不足する場合においても、当該不足に係る金額については、本社債関連口座内の出資金勘定から支払われるものではありません。

（３）【利害関係人との取引制限】

該当事項はありません。

4【証券所有者の権利】

本社債保有者への利息金額及び償還金額の計算方法については、以下（２）「利払日及び利息支払の方法」及び（３）「償還期限及び償還の方法」をご参照下さい。

本社債の元利金は、振替法及び振替機関業務規程等に従い、各本社債権者に係るそれぞれの口座管理機関を通じて支払われます（但し、保管振替機構の直接加入者の自己保有分については、本社債事務受託会社よりかかる直接加入者に対し、直接、支払われます。）。

本社債権者が有する利息支払請求権及び償還金支払請求権は、各々、本社債の各利払日及び償還日に、期限が到来した金銭債権となります。

本社債の消滅時効は、その支払期日から（元金の場合）10年及び（利息の場合）5年となります。

本社債権者は、本社債の元利金が全て償還され又は支払われてから1年と1日を経過するまでの間は、当社又はその資産について、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他法令上適用のあり得る同様の法的手続の開始を自ら又は第三者を通じて申し立てたり、第三者による申し立てに対し参加、同意等をしないものとします。

本社債権者は、当社による本社債に基づく元利金支払債務その他の債務の履行は、当社の財産である本責任財産のみを責任財産として、かつ、前記3「管理及び運営の仕組み」（１）「資産管理等の概要」①「管理資産の管理」 a 「管理資産からの支出」(b)の(i)から(iv)に記載されている順序及び方法によってのみ行われることに合意し、本社債権者は、かかる債務の履行による満足を得るために本責任財産以外の財産について、強制執行、差押、仮差押、保全処分その他類似の手続の申立てを行わないことに合意するものとします。

本社債権者は、償還日が到来した場合において、本責任財産から支払が行われた後に、本社債について未償還の元金又は未払の利息が存在する場合、本社債の未償還元金総額及び未払利息額が本責任財産の換価された金額を超過する範囲においてその債権を放棄するものとします。

（１）利率

- ① 払込期日の翌日（当日を含みます。）から2029年8月2日（当日を含みます。）までは、年1.824%とします。
- ② 2029年8月2日の翌日（当日を含みます。）以降は、各利率改定日に改定され、各改定後利率適用期間について、当該改定後利率適用期間に係る利率基準日における5年国債金利に年1.250%（但し、2034年8月2日の翌日を初日とする改定後利率適用期間及びそれ以降の各改定後利率適用期間については、年2.250%）を加えた値とします。但し、当該利率は0%を下回らないものとします。
- ③ 当社は、本社債管理者に前記②及び前記1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」②「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」に定める利率確認事務を委託し、本社債管理者は各利率決定日に当該利率を確認します。
- ④ 当社及び本社債管理者は、各改定後利率適用期間の開始日から5銀行営業日以内（改定後利率適用期間の開始日を含みます。）に、前記②及び前記1「概況」（１）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」②「管理資産の流動化の基本的枠組み」において定義される「5年国債金利」の記載により決定された本社債の利率を、各本店において、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

(2) 利払日及び利息支払の方法

① 元金支払の方法

本社債に関する元金及び利息は、振替法及び振替機関業務規程等に従って支払われます。

② 利息支払の方法及び期限

- a 本社債利息は、払込期日の翌日（当日を含みます。）からこれを付し、2025年2月2日を第1回の利払日としてその日までの分を支払い、その後各利払日にその日までの前半か年分を支払います。
- b 利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。
- c 半か年に満たない期間につき本社債に係る利息を計算するときは、その半か年の日割りをもってこれを計算し、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てます。また、第1回の利払日に支払うべき本社債に係る利息を計算するときは、(a)(i) 1円に1.824%を乗じ、2で除して算出した金額（小数点以下13桁未満切捨。以下「一通貨あたりの利子額（半年）」といいます。）と(ii)一通貨あたりの利子額（半年）に払込期日の翌日（当日を含みます。）から2024年8月2日（当日を含みます。）までの実日数を乗じ、182で除して算出した金額（小数点以下13桁未満切捨）の合計額に、(b)各本社債権者が各口座管理機関（振替機関業務規程等に定める口座管理機関をいいます。以下同じです。）の各口座に保有する各本社債の金額の総額を乗じ、1円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てて計算します。
- d 本社債の償還日以降、当該償還額（本社債の元本の支払が不当に留保若しくは拒絶された場合又は本社債の元本の支払に関して債務不履行が生じている場合を除きます。）に係る利息は発生しないものとします。なお、(a)(i)当該償還日において残存する経過利息又は(ii)当該償還日が利払日に該当する場合の本社債利息及び(b)未払残高は、後記（3）「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」の記載に従い償還とともに支払われます。
- e 本社債利息及び経過利息の支払については、本②「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、後記(f)「利息支払の停止」及び(g)「未払残高の支払」並びに前記2（2）「劣後条件等」(a)「劣後特約（当社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」の記載に従います。
- f 利息支払の停止
当社は、利払停止事由が生じた場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該利払日の10銀行営業日前までに）通知を行うことにより、当該通知に係る利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べます。当該繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には、利息を付しません。
- g 未払残高の支払
(a) 当社は、未払残高支払事由が生じた場合には、当該未払残高支払事由に係る本劣後ローン未払残高支払額相当額である支払金額を、本社債権者及び本社債管理者に対し、本①の記載に従った支払を行う利払日から10銀行営業日以上15銀行営業日以内の事前の通知（かかる通知には支払われる未払残高を記載することを要します。）を行うことにより、未払残高支払事由が発生した後最初に到来する利払日（但し、当該利払日に先立って上記の事前通知を行うことが実務上不可能な場合には、翌利払日）に、当該利払日時点の本社債権者に支払います。その場合、支払われる金額は、各本社債権者が各口座管理機関の各口座に保有する各本社債の金額の総額に、支払金額の一通貨あたりの利子額を乗じて算出されます。
(b) 当社が未払残高の一部を支払う場合、当該支払は、最も早い利払日に係る利払停止金額から順に充当されます。
(c) 未払残高の支払については、本8（2）「利息支払の方法及び期限」の記載のほか、前記2（2）「劣後条件等」(a)「劣後特約（当社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

（３）償還期限及び償還の方法

① 償還価額

各社債の金額100円につき金100円

② 償還の方法及び期限

- a 本社債の元本は、下記(b)又は(c)の記載に基づき期限前償還される場合及び下記(e)の記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。但し、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」①の記載に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとし、その間も、当該利払日（当日を含みます。）まで、前記7「利率」(b)に記載する利息が発生するものとしします。

当社は、後記第二部第1、2(3)(e)「償還方法」①の記載に基づく本劣後ローン償還要件の充足有無の通知を受領後、速やかに（但し、最終償還日又は延長後の最終償還日より30日以上60日以内の事前の）通知を行うことにより、本社債権者及び本社債管理者に対して、当該最終償還日又は延長後の最終償還日における本社債の元本の償還の有無及び最終償還日が延長される場合は延長後の最終償還日を通知するものとしします。

- b 当社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン利払日の直後の利払日である本社債期限前償還日（利払日）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該利払日における本社債利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- c 当社は、後記第二部第1、2(3)(h)「期限前償還」①の記載に基づき、本劣後ローン期限前償還が本劣後ローン利払日以外の日において行われる旨の通知を受領した場合には、本社債権者及び本社債管理者に対し、速やかに（但し、当該本劣後ローン期限前償還が行われる日の3銀行営業日後の日である本社債期限前償還日（利払日以外）より30日以上60日以内の事前の）通知（撤回不能とします。）を行うことにより、本社債期限前償還日（利払日以外）において、当該時点で残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を、各社債の金額100円につき金100円の割合で、当該日（当日を含みます。）までの経過利息及び未払残高の支払とともに償還します。

- d 上記(a)から(c)までの記載に基づき本社債が償還されるべき償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の本社債利息の金額に影響を与えるものではありません。

- e 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、後記16「振替機関に関する事項」記載の振替機関が別途定める場合を除き、本劣後ローンの償還が日本生命と本劣後ローン貸付人との間で合意された場合に、いつでもこれを行うことができます。

- f 本社債の元本の償還及び買入消却については、本9(2)「償還の方法及び期限」の記載のほか、前記2(2)「劣後条件等」(a)「劣後特約（当社劣後事由）」及び(b)「劣後特約（本劣後ローン劣後事由（本社債））」記載の劣後特約に従います。

5【管理資産を構成する資産の状況】**（１）【管理資産を構成する資産の管理の概況】**

管理資産を構成する資産の管理の状況は、前記2「管理資産を構成する資産の概要」（３）「管理資産を構成する資産の内容」をご参照ください。

（２）【損失及び延滞の状況】

	総債権残高	延滞額	比率
2024年9月	75,234,250千円	－千円	－％

※ 総債権残高とは、当該月末における管理資産の元利金合計額をいいます。

（３）【収益状況の推移】

	第1期 自 2024年6月10日 至 2024年9月30日
(1) 収益 金融収益	234,250千円
(2) 費用	246,241千円
(3) 期末残高 元本金額の期末残高	75,000,000千円
(4) 元本金額の期末残高 に占める収益額の比率	0.31％
(5) 元本金額の期末残高 に占める費用額の比率	0.33％

（４）【買戻し等の実績】

該当事項はありません。

6【投資リスク】

（1）【投資に関するリスクの特性】

当社は、本劣後ローン債権を裏付けとして本社債を発行しました。本社債の元利金の支払は、当社が取得した本劣後ローン債権の元利金を支払原資として行われますが、日本生命の信用状態が悪化した場合その他の理由により、かかる支払債務の履行が行われない可能性があります。従って、本社債の元利金支払の前提となっている本劣後ローン債権の支払債務の履行が必ずしも確実に行われるとは限らない以上、本社債においてはその元本や一定の投資成果が保証されているものではありません。

本劣後ローン債権に係る支払債務の履行の程度その他の理由に基づく本劣後ローン債権の価値の下落、その他、以下①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」により、本社債権者は損失を被ることがあります。

また、本社債は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構又は保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。

本社債に関する投資リスクに関する、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事由）については、以下①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

上記並びに以下①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」に記載される将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

① 元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因

a 元本償還資金又は利払資金が不足するリスク

当社は、通常の事業会社等とは異なり、普通株式及びA種優先株式の払込金並びに原保有者から取得した本劣後ローン債権のほかには、特段の資産を有しません。また、本劣後ローン債権の債務者である日本生命による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。さらに、普通株式及びA種優先株式の払込金は専ら当社の当初費用並びに当社の維持、管理及び運営のための期中費用の支払資金に充当され、本社債の元利金の支払に充当されることはなく、かつ、払込期日後に当社が追加の普通株式又はA種優先株式を発行する場合においてその引受けを約束している第三者は存在しません。従って、本社債の利息の支払は日本生命が支払う本劣後ローン利息の支払金によって行われ、本社債の元本の償還は日本生命が支払う本劣後ローン元本の償還金によって行われることになり、その結果、本社債の元本の償還及び利息の支払は本劣後ローン債権の債務者である日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況に影響されることとなります。そのため、日本生命による本劣後ローン元本の償還及び本劣後ローン利息の支払の状況如何によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。即ち、本社債の元本の償還は、前記4「証券所有者の権利」（3）「償還期限及び償還の方法」の記載に従って行われ、同項記載の最終償還日に一括償還することを予定しており（償還日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、償還日（当日を含みます。）までの経過利息又は償還日が利払日に該当する場合の利息の金額に影響を与えるものではありません。）、また、本社債の利息の支払は、前記4「証券所有者の権利」

（2）「利払日及び利息支払の方法」記載の利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定しています（利払日が銀行営業日でない場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。なお、かかる繰り上げは、支払われる利息の金額に影響を与えるものではありません。）。しかしながら、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における元本償還資金及び/又は利払資金が不足する可能性があります。

このように本社債の元本償還資金又は利払資金は専ら日本生命の信用力に依存しており、その時々日本生命の信用力によっては、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

b 本社債の元本の償還に関するリスク

(a) 本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク

本社債の元本は、前記4「証券所有者の権利」(3)「償還期限及び償還の方法」②「償還の方法及び期限」b又はcの記載に基づき期限前償還される場合及び同eの記載に基づき買入消却される場合を除き、最終償還日である2054年8月2日に、その残存総額を、最終償還日を利払日とする利息及び未払残高の支払とともに償還するものとされています。但し、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長されるものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、本劣後ローン元本は、本劣後ローン償還要件を充足した場合に限り、最終償還日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン最終償還日に、その残存総額を、本劣後ローン最終償還日を本劣後ローン利払日とする本劣後ローン利息及び本劣後ローン未払残高の支払とともに償還するものとされています。本劣後ローン最終償還日に本劣後ローン償還要件が充足されなかった場合、本劣後ローン最終償還日は本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで延長されるものとされています。

以上から、本劣後ローン最終償還日において本劣後ローン償還要件を充足できない場合には、本劣後ローン償還要件が充足される最初の本劣後ローン利払日まで本劣後ローン元本の償還を行うことができず、その間、本社債の元本の償還も行われなないこととなります。その結果、本社債権者による投資資金の回収が、潜在的には無期限に延長される可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(b) 当社及び本社債権者が、それぞれ本劣後ローン及び本社債の期限の利益を喪失させる権利を有しないリスク

本劣後ローンには期限の利益喪失に関する特約が付されず、本劣後ローンが期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本劣後ローンの元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、日本生命が本劣後ローンに関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本劣後ローンについて期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本劣後ローンの元本の償還は行われません。その結果、本社債の元本の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

加えて、本社債にも期限の利益喪失に関する特約が付されません。また、本社債権者は、会社法第739条に基づく決議を行う権利を有さず、本社債が同条に基づき期限の利益を喪失させられることはありません。従って、本社債の元本の償還若しくは利息の支払が行われなかった場合、当社が本社債に関し負う義務に違反した場合又はその他の事由が生じた場合であっても、本社債について期限の利益が失われるものではなく、かかる事由が生じたことを理由とした本社債の元本の償還は行われません。

かかるリスク要因は、本劣後ローン及び本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

(c) 本社債の期限前償還に関するリスク

当社は、本劣後ローン契約に基づき本劣後ローン元本の期限前償還が行われる旨の通知を受領した場合には、残存する本社債の元本の全部（一部は不可）を期限前償還するものとされています。

そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その選択により、2029年8月2日及びその5年後ごとの応当日である利率改定日の3銀行営業日前の日である本劣後ローン任意償還日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。さらに、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、日本生命が当該償還のために設定する日に、本劣後ローン償還要件を充足した上で、残存する本劣後ローン元本の全部（一部は不可）を期限前償還することができるものとされています。

以上から、本劣後ローン契約に従い日本生命が本劣後ローンの期限前償還を行った場合には、本社債の期限前償還も行われます。この場合、本社債権者は、当該償還金をもって本社債よりも不利な条件での再投資しか行うことができない可能性があります、それに対する補償は当社及び日本生命を含むいかなる当事者も行いません。

なお、本劣後ローン契約に従った日本生命による本劣後ローンの期限前償還はいずれも日本生命の権利であり、日本生命に期限前償還を義務付けるものではなく、日本生命がかかる権利を行使して期限前償還を行うとの保証はありません。

また、本社債権者は、当社に対して本社債の期限前償還を求める権利及び日本生命に対して本劣後ローンの期限前償還を求める権利を有していません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

c 本社債の利息の支払に関するリスク

本社債の利息の支払は、前記4「証券所有者の権利」（2）「利払日及び利息支払の方法」記載のとおり利払日において、同項記載の利息支払の方法に従って行われることを予定していますが、日本生命による本劣後ローン利息の支払及び本劣後ローン元本の償還状況並びに日本生命の財務状況によっては、本社債のその時々における利払資金が不足する可能性があります。

当社は、各利払日の直前の本劣後ローン利払日において、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン利息の支払が任意に又は強制的に停止される旨の通知を当社が受領した場合、当該利払日における本社債利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べる利払停止を行うこととされています。なお、利払停止により繰り延べられた本社債利息の未払金額である利払停止金額には利息は付されないものとされています。そして、本劣後ローン契約上、日本生命は、その裁量により、本劣後ローン利息の支払の全部（一部は不可）を繰り延べられる本劣後ローン任意停止を行うことができ、また、資本不足事由が生じ、かつ、継続している場合、又は本劣後ローン若しくは本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において支払を停止している場合には、当該事象が解消されるまでの間に到来する本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部を繰り延べる本劣後ローン強制停止を行わなければならないものとされています。

以上から、日本生命が本劣後ローン任意停止を行い、又は上記事由が生じ本劣後ローン強制停止が行われている場合には、支払が停止された本劣後ローン利息の金額である本劣後ローン利払停止金額相当額の本社債利息の支払が繰り延べられることとなります。

このように、日本生命による本劣後ローン債権の元利金の支払状況及び日本生命の財務状況によっては、本劣後ローン利息の支払が本劣後ローン契約に基づき繰り延べられる可能性があり、ひいては、本社債利息の支払が繰り延べられ、その結果、予定された利払日において本社債利息の支払が行われない場合があります。また、支払が繰り延べられた本社債利息については、その原因となった本劣後ローン利息の支払の繰延べに係る本劣後ローン利払停止金額である本劣後ローン未払残高が日本生命から支払われない限り、当該繰延べが生じた後においても支払われませんが、日本生命は、本劣後ローン最終償還日までの間、本劣後ローン未払残高を支払う義務を負わず、また、本劣後ローン未払残高の支払を希望する場合でも、適用ある規制上の要件を充足し、資本不足事由が発生しておらず、原則として本劣後ローン同順位劣後債務がその支払を停止していないことが支払の条件とされています。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン利息の支払が繰り延べられる場合においても、日本生命の基金に係る元利金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。さらに、本劣後ローン契約上、日本生命が当該基金に係る支払及び社員配当の支払を行っている場合や、本劣後ローン同順位劣後債務の弁済を行っている場合であっても、日本生命による本劣後ローン任意停止は禁止されません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

d 本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク

本劣後ローン契約上、本劣後ローン劣後事由が発生し、継続している期間中、本劣後ローンに関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

また、当社劣後事由が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（当社劣後事由）が成就した場合にのみ発生し、さらに、本劣後ローン劣後事由（本社債）が発生し、継続している期間中、本社債に関する一切の請求権は、劣後支払条件（本劣後ローン劣後事由）が成就した場合にのみ発生するものとされています。

破産法上、債務者について破産手続が開始された場合、破産法第99条第2項により、約定劣後破産債権についての配当の順位は劣後的破産債権を含む他の全ての破産債権に後れるものとされ、また、同法第142条第1項により、破産手続上議決権を有しないものとされています。

これに対し、民事再生法上は、債務者について再生手続が開始された場合、民事再生法第155条第2項により、劣後的破産債権に後れる約定劣後再生債権の順位を考慮して、再生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。また、更生特例法及び会社更生法上は、相互会社又は株式会社について更生手続が開始された場合、会社更生法第168条第3項（相互会社の場合、更生特例法第260条第1項及び第3項並びに会社更生法第168条第3項）により、更生計画においては、異なる種類の権利を有する者の間においては、以下に掲げる種類の権利の順位を考慮して、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないとされています。この場合の権利の順位とは、相互会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c) ((b)、(d)及び(e)に掲げるもの以外の) 更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)基金に係る更生債権、(f)社員権の順序となり、株式会社の場合は、(a)更生担保権、(b)一般の先取特権その他一般の優先権がある更生債権、(c) ((b)及び(d)に掲げるもの以外の) 更生債権、(d)約定劣後更生債権、(e)残余財産の分配に関し優先的内容を有する種類の株式、(f) ((e)に掲げるもの以外の) 株式の順序となります。従って、約定劣後再生債権又は約定劣後更生債権は、必ずしも他の再生債権又は更生債権に絶対的に劣後することまで要求されているわけではありません。

もっとも、上記の更生特例法等の規定は、前述のような契約当事者が停止条件構成を用いて劣後債権に係る絶対劣後扱いについて合意すること自体を否定する趣旨ではなく、相互会社又は株式会社について更生手続、破産手続又は再生手続が開始された場合においても、かかる劣後債権に係る絶対劣後扱いについての合意もその効力が認められると解されています。

以上のとおり、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、日本生命が相互会社として解散又は倒産した場合においては、当社が本劣後ローン債権の元利金の支払につき日本生命の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金の全額を支払うために十分な資金を得られない可能性があります。また、日本生命が解散又は倒産しない場合でも、本社債の元利金の全額が支払われる以前において、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

なお、本社債の発行日以後、日本生命が本劣後ローン債権と同順位の債権又はこれに優先する債権に係る債務を負担することは何ら制限されていません。

かかるリスク要因については、破産法、会社更生法、民事再生法及び更生特例法等に基づく法制度並びに日本生命及び当社の財務状態に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

e 原保有者の破産等に伴うリスク

当社は本劣後ローン債権譲渡契約に基づき原保有者から本劣後ローン債権の譲渡を受けましたが、かかる本劣後ローン債権の譲渡につき、原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続において、裁判所あるいは管財人等により、本劣後ローン債権は原保有者の破産財団、更生会社の財産、再生債務者の財産等に属するものであって、当社の本劣後ローン債権に対する権利は原保有者の破産、会社更生、民事再生その他の倒産手続との関係で担保権に過ぎないものとして取り扱われるリスクは、以下のような理由から極めて低いものと当社は考えていますが、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

- (a) 原保有者及び当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき、本劣後ローン債権の真正な売却及び購入を意図していること
- (b) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき本劣後ローン債権が当社に移転した後は、本劣後ローン債権に対して一切の権利を有さないこと
- (c) 本劣後ローン債権譲渡契約上、当社は、原保有者に対して本劣後ローン債権の買戻しを請求する権利を有さず、原保有者は本劣後ローン債権の買戻しを行う義務を負担していないこと
- (d) 原保有者は、本劣後ローン債権譲渡契約上、本劣後ローン債権の譲渡実行日現在における本劣後ローン債権に関する一定の事実表明及び保証を行っている以外には、本劣後ローン債権の回収可能性について、何らの責任を負担していないこと
- (e) 本劣後ローン債権譲渡契約に基づく原保有者から当社に対する本劣後ローン債権の譲渡については確定日付ある証書による日本生命の承諾を取得する方法によって債務者及び第三者対抗要件が具備されていること

f 日本生命の株式会社化に伴うリスク

日本生命は現在相互会社として保険業を営んでいますが、保険業法第85条第1項は「保険会社である相互会社は、その組織を変更して保険会社である株式会社となることができる。」として、相互会社が株式会社として組織変更することを認めています。

本劣後ローン契約上、日本生命が保険業法又はその他適用ある法令若しくは規制に基づき組織を変更して株式会社となる場合、本劣後ローン契約のうち、一部条項は、組織変更の効力発生をもって読み替えられるとされており、かかる読替の結果、組織変更前と比べて本劣後ローンの債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があります。

例えば、読替前の本劣後ローン契約においては、本劣後ローン又は本劣後ローン同順位劣後債務がその直前の支払期日において利息の支払を停止している場合には、本劣後ローン利払日における本劣後ローン利息の支払の全部が繰り延べられますが、読替後はかかる事由を理由として日本生命は本劣後ローン利息の支払の繰延べを義務付けられません。

そのため、日本生命が株式会社に組織変更する場合、その前後における日本生命の財務状況や資本構成の変動状況等によっては、本劣後ローン契約の債権者の権利に悪影響を及ぼす可能性があり、その結果本社債の元金の償還又は利息の支払に支障が生じる可能性があります。

かかるリスク要因については、日本生命による株式会社への組織変更の実施その他の事情に起因するものであり、当社において特段の管理体制を整えることができる性質のものではありません。従って、かかるリスクが排除されている訳ではありません。

g 当社が目的以外の債務を負うリスク

当社が本社債の元金未償還のうちに、本社債発行に関係のない債務を負うことにより、本社債権者が不測の損害を被る可能性があります。当社は、本社債管理委託契約において、本社債の元利金の全てが支払われ、又は償還されるまでの間、本社債要項及び本社債管理委託契約に定められたところによる場合並びに本社債管理者の事前の書面による承諾がある場合を除き、以下のことを約束しています。

- (a) 当社は、本社債以外の現在又は将来の当社又は第三者の債務を担保するために、当社の資産の全部又は一部に抵当権、質権その他一切の担保権を設定せず、また第三者の債務を担保するために保証債務を負担しません。
- (b) 当社は、当社の資産を、貸し付け、譲渡し、交換し、その他の処分を行いません。
- (c) 当社は、(i)本劣後ローン債権の価値を維持・増加するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、本社債の元利金を支払い、若しくは償還するために必要な資金を借り入れる場合（但し、本社債に劣後する借入に限ります。）、又は下記(d)に記載する業務及びその付帯業務に関連して必要若しくは有益な債務の負担をする場合（当社がA種優先株式又は普通株式を発行する場合において、私募の取扱契約を締結することを含みますがこれに限られません。）かつ(ii)本格付機関が本社債に付与した格付が当該債務負担行為により低下させられるものではないことを事前に本格付機関に確認した場合を除き、借入又はその他一切の債務負担行為をしません。当社は、かかる債務負担行為をする場合には、その旨及びその内容につき、事前に本社債管理者に通知しなければなりません。
- (d) 当社は、本劣後ローン債権譲渡契約に基づき大和証券から当社に譲渡された本劣後ローン債権の取得、管理及び処分並びに本社債の元利金支払債務の弁済並びにその付帯業務以外のことは行わず、かかる業務に必要な資産を購入し、あるいはリースを受けず、かかる業務遂行に必要な従業員を雇用しません。

かかるリスク要因については、上記の本社債管理委託契約における当社の約束により、当社が本社債とは関係のない債務を負担し、本社債権者が不測の損害を被る可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

h 当社及び本一般社団法人に係る諸費用の支払原資に関するリスク

当社及び本一般社団法人は、払込期日までに、それぞれ当社の普通株式（以下「本普通株式」といいます。）及びA種優先株式並びに基金の払込金として、それぞれが最終償還日までに支払うことが見込まれる当初費用並びに維持、管理及び運営のための期中費用（以下、本hにおいて「諸費用」と総称します。）の支払資金相当額以上の金銭の払込を受けています。そして、当該払込金は、最終償還日までのそれぞれの諸費用の支払に充当される予定です。

しかし、最終償還日までに、税制の変更等による公租公課の負担の増加その他の事情により諸費用が当初の想定よりも増加する可能性があります。また、本劣後ローン契約に基づき、本劣後ローン最終償還日が延長された場合には、本社債の最終償還日は延長後の本劣後ローン最終償還日の直後の利払日まで延長され、当初想定していない最終償還日後の諸費用の支払が必要となることがあります。

これらの場合において、日本生命は、当該諸費用増加額相当額の当社のA種優先株式及び本一般社団法人の基金を払い込む義務又は当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額を支払う義務をいずれも負担しておらず、さらに、日本生命以外の第三者もかかる義務を負っていません。従って、当社及び本一般社団法人が日本生命その他の第三者から当該諸費用増加額相当額の資金調達を行うことができる、又は日本生命その他の第三者が当社若しくは本一般社団法人に代わって当該諸費用増加額相当額の支払を行うことができる、とは限りません。かかる資金調達を行うことができない場合、当社又は本一般社団法人において諸費用の支払を行うことができず、その結果、当社又は本一般社団法人の業務が遂行できず、ひいては当社又は本一般社団法人が存続できなくなる可能性があります、その結果、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

i 当社の破産等に伴うリスク

当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債の元利金の支払は、当該解散又は倒産手続の影響を受け、その結果、当社は本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。また、前記d「本劣後ローン債権及び本社債がそれぞれ上位債権に劣後するリスク」に記載のとおり、当社が株式会社として解散又は倒産した場合においては、本社債権者が本社債の元利金の支払につき当社の他の債権者に劣後する結果、本社債の元利金を支払えなくなる可能性があります。

この点、本普通株式は全て本一般社団法人に保有されており、A種優先株式は全て日本生命に保有されています。A種優先株式については、当社の定款において、全ての事項につき株主総会において議決権を有しないものとされており、かつ、当社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式を有する株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとされています。従って、当社の通常の業務執行や運営に際して議決権を有する株式を保有している者は本一般社団法人のみとなります。

その上で、本一般社団法人及び業務受託者が、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある当社の定款の変更、取締役及び監査役の選解任又は当社の業務遂行及び債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また、当社の取締役をして行わしめないことを約束している等の倒産予防措置がとられているほか、前記1「概況」（1）「管理資産の流動化の形態及び基本的仕組み等」⑦「倒産手続の放棄及び責任財産限定特約等」記載の倒産不申立特約及び責任財産限定特約が本社債要項に規定され、また、その他当社が締結した各契約においても同種の規定がされている等倒産手続防止措置もとられており、倒産状態が発生し又は倒産状態が発生したときに倒産手続が開始される可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

j 当社が株式会社であることに関するリスク

資産流動化法上の特定目的会社においては、本劣後ローン債権を保有する場合には、資産流動化法第5条第2項及び資産流動化法施行令第3条第3号により、その計画期間（資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日（資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定借入に係る債務の履行を完了する日をいいます。）までの期間であって、特定目的会社が定める期間をいいます。）の上限は50年とされています。そのため、本劣後ローン債権を保有し、本劣後ローン債権の回収金によって本社債の元本の償還及び利息の支払を行う本社債の発行会社として資産流動化法上の特定目的会社を用いることが困難であり、本社債については、その発行会社を、会社法に基づき設立された株式会社としています。従って、当社に対しては、特定目的会社の業務の遂行に関わる規制（資産流動化法第195条から第214条まで）や、特定目的会社の監督に関わる規制（資産流動化法第215条から第221条まで）その他の資産流動化法上の特定目的会社に課される法律上の規制は課されていません。また、本社債は、資産流動化法上の特定社債ではないため、資産流動化法第128条第1項に基づく一般担保は付されていません。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

k 当社の普通株式の株主が一般社団法人であることに関する影響

全ての本普通株式は、本一般社団法人が保有しています。本一般社団法人が本普通株式を保有することに関連するリスクとしては、(a)本一般社団法人について倒産や解散等の事由が発生した場合に、本普通株式が本一般社団法人から第三者に譲渡される結果、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、(b)本一般社団法人の理事の業務執行により、当社の運営に悪影響が及ぶリスク、及び(c)本一般社団法人の社員の社員権の行使により、当社の運営に悪影響が及ぶリスクがあります。

かかるリスク要因については、以下の理由から、いずれについても現実化する実際上の可能性は高いと当社は考えています。

(a) 本一般社団法人誓約書において、本一般社団法人は、当社及び本社債管理者に対して、本一般社団法人が本普通株式を取得した後、本社債の全額が償還されるまで、第三者に対し、本普通株式を譲渡し、又は質権、譲渡担保権その他の担保権の目的としないことを約束しており、本一般社団法人が倒産しない限りは、本普通株式が本一般社団法人から第三者に移転する可能性は低いと当社は考えています。但し、本一般社団法人が破産手続開始又は解散等により存続ができなくなる場合には、本普通株式は第三者に譲渡されることが考えられます。この場合、本普通株式の譲受人により、当社の取締役の解任権及び選任権を含む株主の権利が行使され、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、以下のとおり、当初の最終償還日までに本一般社団法人の破産手続開始又は解散等が生じる可能性は低いと当社は考えています。まず、本一般社団法人誓約書における本一般社団法人の表明保証及び業務受託者誓約書における業務受託者の表明保証によれば、本一般社団法人が全ての本普通株式を取得し、当初の最終償還日までに発生する租税支払、維持費用その他全ての支払債務（業務受託者に対する報酬の支払債務を含みますが、これに限られません。）を履行するために必要と見込まれる金額以上の基金の拠出を受けており、かつ、かかる基金は全て特定の口座に預金されているか、又は当該目的に利用されています。また、本一般社団法人が今後、借入その他の債務（追加的な特定出資又は資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分（以下「株式等」といいます。）の取得対価の支払債務を含みます。）を負担する場合、本一般社団法人の定款上、社員総会における総社員の同意が必要とされています。さらに、本一般社団法人及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、当社及び本社債管理者に対して、自ら又は本一般社団法人をして、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれのある債務負担行為（債務の支払原資としての十分な基金拠出がないにもかかわらず行う債務負担行為を含みますが、これに限られません。）をせず、また、させないことを約束しています。本一般社団法人の基金については、定款の規定により、解散するまで返還はなされませんので、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、本一般社団法人について破産手続開始原因としての支払停止及び支払不能の事態が当初の最終償還日までに発生する可能性は低いと当社は考えています。従って、上記本一般社団法人及び業務受託者の表明保証が正確で、本一般社団法人の社員が上記同意権を適切に行使し、かつ、本一般社団法人及び業務受託者が上記約束を遵守する限りにおいては、当初の最終償還日までに本一般社団法人が債務超過となる可能性は高いと当社は考えています。

また、本一般社団法人の倒産手続開始回避の措置として、仮に、本一般社団法人に破産手続開始原因その他の倒産手続開始原因が発生した場合でも、基金返還請求権者である日本生命は、本一般社団法人との間の2018年3月2日付、2019年3月4日付、2020年8月6日付、2021年3月9日付、2022年7月26日付及び2024年6月14日付基金総額引受契約において、本一般社団法人について破産手続、再生手続その他一切の法的倒産手続の開始の申立権を有しないことを確認しており、また、本一般社団法人自身及び業務受託者は、それぞれ、本一般社団法人誓約書及び業務受託者誓約書において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わないこと、又は本一般社団法人をしてかかる約束を遵守せしめることを約束しており、本一般社団法人の社員、理事及び監事が、それぞれ、大和証券、本一般社団法人及び本社債管理者に差し入れた本社債管理委託契約締結日と同日付の誓約書（社員が差し入れるものを、以下「本一般社団法人社員誓約書」といいます。）において、本一般社団法人に対して破産手続開始、再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てを一切行わないことを約束しています。加えて、業務受託者は、本一般社団法人業務委託契約において、本一般社団法人の全債務の弁済が完了した日から1年と1日が経過する日まで、破産手続開始、再生手続開始、又は今後立法される倒産手続開始の申立てを行わないものとし、かかる申立てを行う権利を放棄することを約束しています。もっとも、かかる倒産手続申立権放棄条項については、判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。しかしながら、かかる倒産手続申立権を行使しない旨の約束や誓約がなされていることにより、本一般社団法人に対して、基金返還請求権者である日本生命、本一般社団法人自身、その理事及び監事を兼ねるそれぞれの社員から倒産手続開始の申立てがなされる現実的な可能性は高くないと当社は考えています。

さらに、本一般社団法人の解散による悪影響の回避のため、解散事由が生じることのないよう、以下のような対応を採っています。一般社団法人法第148条に定める解散事由のうち、一般社団法人に特有な解散事由として社員が欠けた場合があります。かかる解散事由が生じるリスクを回避又は軽減するため、本一般社団法人の当初の社員を3人とし、当該社員は、それぞれ本一般社団法人社員誓約書において、本一般社団法人を退社する際には、速やかに新たな社員を入社させ、社員を3名維持するよう最大限努力する旨約束しています。また、業務受託者は、本一般社団法人の社員が3名を下回らないよう、社員を派遣することを本一般社団法人業務委託契約において定めています。以上より、社員が欠けたことで本一般社団法人が解散し、かつ、継続されない可能性は低いものと当社は考えています。なお、その他の解散事由（(i)定款で定めた存続期間の満了、(ii)定款で定めた解散の事由の発生、(iii)社員総会の決議、(iv)合併（合併により一般社団法人が消滅する場合に限ります。）、(v)破産手続開始の決定及び(vi)一般社団法人法第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判）についても、該当する実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。

- (b) 本一般社団法人に破産手続開始又は解散等の原因が生じていない場合でも、本一般社団法人の理事の業務執行の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人は、本一般社団法人社員誓約書において、当社に対して、当社の破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始又はこれらに類似する倒産手続開始の申立てを行わず、かつ、当社が発行する社債に係る当社の一切の債務が完済されるまでの間、当社の解散決議を行わないこと（但し、この約束の効力については前述のとおり判例等による確立した取扱いが存在していないことから、その効力は必ずしも明らかではありません。）、当社の資産の流動化に係る業務の円滑な遂行が妨げられるおそれ（当社が発行する社債の元利金の支払又はその格付に悪影響を与えるおそれを含みますが、これに限られません。本(b)において、以下同じです。）のある当社の定款の変更、当社の取締役及び監査役の選解任、又はその他当社の業務遂行若しくは債務負担を生ぜしめ、又は生ぜしめるおそれのあるいかなる行為も行わず、また当社の取締役をして行わしめないことを約束していますので、理事の業務執行の態様による悪影響が生じる実際上の可能性は高くないものと当社は考えています。また、本一般社団法人の定款において、理事の欠格事由を定め、典型的に理事として適切な業務執行を期待できない者が理事に選任される可能性を排除しています。

- (c) 本一般社団法人の社員は、理事の選任権及び解任権を含む社員の権利を行使することにより、本一般社団法人の運営を管理することができるとともに、本一般社団法人が普通株式の株主である当社の取締役の解任権及び選任権を含む普通株式の株主の権利を、間接的に行使することができるため、本一般社団法人の社員の権利行使の態様によっては、当社の運営に悪影響が及ぶ可能性があります。しかしながら、本一般社団法人の設立時の社員3名はいずれも会計事務所所員（うち2名は税理士）であり、また、定款において社員の資格を有する者を限定し、典型的に社員として適切な権利行使を期待できない者が社員となる可能性を排除しています。さらに、本一般社団法人の定款では、新たな者が社員として入社するには、社員全員の書面による同意を得ることが必要と定めています。以上の状況から、本一般社団法人の社員による権利行使が当社の運営に悪影響を及ぼす実際上の可能性は高いものと当社は考えています。

1 本一般社団法人が他の会社の株式等を取得・保有することから生じるリスク

本一般社団法人は、現在、本普通株式並びに日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社の株式以外に、他の会社の株式等を取得・保有しておらず、また、借入による資金調達を行っていません。しかし、将来において、本一般社団法人が他の会社の株式等を追加的に取得し、当該株式等の発行体が社債その他の有価証券の発行又は借入により債務を負担した場合、本一般社団法人がかかる株式等を取得し、租税支払、維持費用その他全ての支払債務を履行するために必要な金額の基金の拠出を受けておらず、借入金等でその資金調達を行った場合には、当該株式等の発行体がデフォルトに陥り、その株式等の価値が毀損したときには、本一般社団法人は債務超過に陥る可能性があります。また、拠出された基金を他の目的のために流用した場合には、本一般社団法人は支払不能に陥る可能性があります。

かかるリスクについては、本一般社団法人は、かかる追加的な株式等の取得をする場合には、本一般社団法人誓約書において、事前に、(a)その取得代金その他かかる取得に付随関連する一切の費用（かかる追加取得に伴い業務受託者の報酬が増額する場合には、その増額分を含みますが、これに限られません。）を支払うために十分な金額の基金の拠出を受け、その基金払込金を一定の口座で管理し、かつ、(b)かかる株式等の追加取得が本社債の格付を低下させることにはならないことを本格付機関に確認することを当社及び本社債管理者に対して約束しているので、かかる約束が遵守されている限りにおいて、本一般社団法人が他の会社の株式等を取得することを原因として、債務超過や支払不能に陥り、倒産手続が開始することになる可能性は低いと当社は考えています。

m 本社債権者が担保を有しないことによる影響

本社債権者は、当社の特定の資産に対し担保権（対抗要件の具備の有無を問いません。）を有しておらず、当社に関する破産手続、更生手続、再生手続又は特別清算手続の場合、本社債権者は、配当額の分配において無担保債権者として扱われ、当社の資産に対して設定された対抗要件を具備した担保権（抵当権、質権等）等を有する債権者に劣後することになります。

かかるリスク要因に対しては、本社債管理委託契約において、当社は、本社債管理者に対し、前記g「当社が目的以外の債務を負うリスク」記載の約束を行っており、本社債権者に優先又は競合して当社の資産から回収することのできる重要な債権者が他に存在する可能性を低減する対応が図られています。しかしながら、かかるリスクが全て排除されている訳ではありません。

n 法令の変更等に関するリスク

本社債は本社債の発行日現在の法令に基づいて発行され、本劣後ローン契約その他関係する契約も、当該契約締結日時点の法令に基づいて締結されています。これらの時点以降、本社債又は本劣後ローン契約の有効性その他の事項に悪影響を与える法令の変更等が行われた場合、本社債の利息の支払又は元本の償還に悪影響が及ぶ可能性があります。

なお、法令の変更等により、資本事由、税制事由、資本金変更事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

o 税制の変更等に関するリスク

本報告書提出日以降、税制の変更等により、当社の公租公課の負担が増加した場合、本社債の利息の支払又は元本の償還の資金が不足し、当社による本社債の利息の支払又は元本の償還ができなくなる可能性があります。

なお、税制の変更等により、税制事由、グロスアップ事由又は税制事由（本社債）が生じ、かつ継続している場合、日本生命は、その選択により、残存する本劣後ローン元本の全部を期限前償還することができ、その場合、当社は、残存する本社債の元本の全部を期限前償還することとされています。本社債の期限前償還が行われるリスクについては、前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」(c)「本社債の期限前償還に関するリスク」をご参照下さい。

p 保険会社が本社債を取得する際の留意事項

平成8年大蔵省告示第50号（「保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法を定める件」）（平成8年2月29日）（その後の改正を含みます。）（以下「本告示」といいます。）第1条の2第1項によれば、「法（保険業法を意味します。以下同じです。）第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたっては、他の保険会社等（保険会社又は少額短期保険業者をいいます。以下この条において同じです。）の保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率の向上のため、又は法第106条第1項第3号から第5号までに掲げる会社を子会社等（法第110条第2項に規定する子会社等をいいます。以下この条において同じです。）としている場合における当該子会社等の自己資本比率等の向上のため、意図的に当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（前条第4項第5号イ及びロに掲げるものを含みます。以下この条において同じです。）を保有（外国保険会社等及び引受社員にあっては、日本において保有）していると認められる場合（第三者に対する貸付け等を通じて意図的に当該第三者に保有させていると認められる場合を含みます。）における、当該保有している他の保険会社等又は子会社等の資本調達手段の額（次項において「控除額」といいます。）を控除するものとする。」とされています。本社債は、日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権を主な財産とする当社が発行する社債であり、法形式的には日本生命が直接発行する資本調達手段ではありません。しかし、当社の主な財産が日本生命に対して拠出された本劣後ローン債権であるという本社債の実質的な性格から、保険会社等（上記条項に定義される意味によります。以下本pにおいて同じです。）が本社債を保有する場合には本告示との関係において「当該他の保険会社等又は子会社等の株式その他の資本調達手段（略）を保有」しているものと解され、その結果、保険業法第130条第1号、第202条第1号又は第228条第1号に掲げる額の計算にあたって保有している本社債の金額が控除される可能性がありますので、保険会社等が本社債を購入する際には本告示との関係に関して専門家への相談を含めた検討を行った上で購入されるようお願いいたします。

q 本社債の性質が市場価格に及ぼす影響に関するリスク

前記b「本社債の元本の償還に関するリスク」(a)「本社債の元本が最終償還日に償還されないリスク」及びc「本社債の利息の支払に関するリスク」に記載のとおり、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長により、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長される可能性があります。

利払停止又は最終償還日の延長の可能性がある本社債の市場価格は、かかる可能性のない通常の社債に比べて市場価格が不安定なものとなるおそれがあります。仮に、本社債の利払停止が行われ、又は最終償還日が延長された場合、本社債の市場価格に悪影響を及ぼす可能性があります。かかる利払停止又は最終償還日の延長中に本社債を売却する場合、当社が当該繰り延べられた利息の支払又は延長された元本の償還を受けるまで本社債を保有する場合に比べ低い利益しか得られない可能性があります。

また、本社債権者は、かかる利払停止又は最終償還日の延長により特段の救済を得られるわけではありません。なお、本劣後ローン契約上、本劣後ローン任意停止若しくは本劣後ローン強制停止又は本劣後ローン償還要件の未充足による本劣後ローン最終償還日の延長によっても、日本生命の基金に係る元金金その他一切の支払及び社員配当の支払は禁止されないものとされています。

このような性質をもつ有価証券である本社債に対する投資者の需要は、市場参加者、監督官庁、格付機関等の第三者による評価により変わり得ます。従って、本社債権者は、本社債を売却する場合において、その取得価格よりも大幅に低い価格でしか売却できず、売却損を生じるリスクがあります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性のほか、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等に内在するものであり、当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

r 市場性に関するリスク

本社債の処分価格は、当社及び日本生命の財務状態、法制や税制の変更、市場の金利水準等様々な要素の影響を受けます。特に市場の金利水準が上昇する過程では本社債の価格は下落することが想定されます。従って、本社債の第三者への譲渡に際しては、これらの諸要素に起因して売却損を生じるリスクがあります。

また、本社債の流通市場は現在確立されておらず、本社債の流通性は何ら保証されるものではありません。流通市場の未整備により、本社債の売却が困難となることや、売却価格に悪影響が及ぶ可能性もあります。

かかるリスク要因は、市場の金利水準や、流通市場の整備状況等当社による対応が不可能な外的要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

s 本劣後ローン同順位劣後債務並びに本劣後ローン債務及び本社債に関する通知の時期に関するリスク

本社債の償還（期限前償還を含みます。）、利払停止及び未払残高の支払に関する本社債権者及び本社債管理者への通知並びにその他日本生命から通知される事項に基づき本社債権者及び本社債管理者に通知される事項に関する通知（以下「本社債日本生命関連通知」といいます。）は、全て、日本生命から本劣後ローン債務の償還（期限前償還を含みます。）、本劣後ローン任意停止及び本劣後ローン強制停止、本劣後ローン未払残高の支払並びにその他の日本生命から通知される事項に関する通知（以下「本劣後ローン日本生命関連通知」といいます。）を当社が受領した後に行われます。従って、日本生命が本劣後ローン同順位劣後債務に関し、本劣後ローン日本生命関連通知と同趣旨の通知を同時に行った場合であっても、本社債日本生命関連通知は、かかる日本生命の本劣後ローン同順位劣後債務に関する通知に遅れることがあります。その結果、本社債権者は、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者が本劣後ローン同順位劣後債務に関するこれらの事項を知るよりも後に、本社債に関するこれらの事項を知ることがあり、かかる通知を受ける時点の差に起因して、本劣後ローン同順位劣後債務の債権者に比べて本社債の売却その他の回収手段につき制約を受ける可能性があるほか、本社債の価格変動その他の影響を受ける可能性があります。

かかるリスク要因は、本社債の商品性に内在するものであり、当社による対応が不可能な要因にかかわるものであるため、当社による特段の対応は図られていません。

（２）【投資リスクに関する管理体制】

当社は、法令及び本社債管理委託契約の定めに従い、本社債について、本社債への投資者たる本社債権者のために、本社債に基づく弁済の受領、債権の実現の保全その他本社債の管理を行うことを本社債管理者に委託しています。本社債管理者は、本社債権者のために、本社債に係る債権の弁済を受け、又は本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有します。

本社債管理者は、上記の本社債の管理を行うために、本社債管理委託契約に基づき、その企業金融部において、本社債の管理業務を行います。上記管理のための本社債管理委託契約その他の合意及び法令の遵守状況については、企業金融部により定期的に確認される体制が整備されています。

なお、本社債に関する投資リスクに関する、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項）に対する対応については、前記④「内国資産流動化証券の基本的仕組み等」「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」をご参照下さい。

第2【管理資産の経理状況】**1【主な資産の内容】**

	第1期 2024年9月30日
I 管理資産残高	75,234,250千円
元本相当部分	75,000,000千円
利息相当部分（未収利息相当額）	234,250千円
II 証券所有者への利息支払基金の残高	－千円
III 証券所有者への元本償還基金の残高	－千円
IV 管理資産の維持管理費支払基金の残高	－千円

2【主な損益の内容】

	第1期 自 2024年6月10日 至 2024年9月30日
I 総収入	
管理資産の回収額	－千円
うち元本返済相当部分	－千円
利息相当部分	－千円
その他の手数料収入	－千円
管理資産の再譲渡に伴う収入	－千円
その他	－千円
II 総費用	
管理報酬	－千円
管理資産の維持管理費	－千円
信用補完手数料	－千円
その他の手数料	－千円
管理資産の貸倒償却額	－千円
うち元本相当部分	－千円
利息相当部分	－千円
III 収入金（I－II）	－千円

3【収入金（又は損失金）の処理】

	第1期 2024年9月30日
新たに管理資産に組み入れる資産への再投資	－千円
証券所有者への利息支払（又は基金への積立）	－千円
証券所有者への償還（又は基金への積立）	－千円
管理資産の維持管理費（又は基金への積立）	－千円
その他	－千円

4【監査等の概要】

本社債の管理資産について、法令及び契約等により、公認会計士又は監査法人の監査を受けるものとする義務は課されていません。

第3【証券事務の概要】

1 本社債の名義書換

本社債は、振替法第66条第2号の規定に基づき、その全部について振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、当社は、振替法第67条第1項の規定に基づき、本社債の社債券を発行しません。社債原簿管理人は設置されず、本社債の譲渡については、振替法に基づき、社債権者が振替機関又は口座管理機関に対して振替の申請を行い、譲受人がその口座における保有欄（振替法に規定する機関口座にあっては、振替法第68条第5項第2号に掲げる事項を記載し、又は記録する欄）に当該譲渡に係る金額の増額の記載又は記録を受けなければ、その効力を生じません。

なお、振替法第86条の4に基づき、本社債の社債原簿においては本社債権者の氏名又は名称及び住所並びに本社債権者が本社債を取得した日は記載されず、社債原簿に係る取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料に関する事項については、該当事項はありません。

2 証券所有者に対する特典

通常の社債権者の権利である元利金受領権のほかには、特典等はありません。

3 譲渡制限

本社債について譲渡制限はありません。

4 その他

本社債については、保管振替機構が定める社債等に関する業務規程第58条の23の規定に従い、償還日及び利払日の前営業日並びに振替機関業務規程等において振替停止日とされている日においては、本社債に係る振替を行うための振替の申請はすることができません。

第4【発行者及び関係法人情報】**1【発行者の状況】****（1）【発行者の概況】****① 主要な経営指標等の推移**

回次	第1期
決算年月	2024年9月
営業収益 (千円)	234,250
経常損失 (千円)	11,969
当期純損失 (千円)	12,207
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—
資本金 (千円)	619,300
発行済普通株式数 (株)	2
発行済優先株式数 (株)	24,770
純資産額 (千円)	1,226,392
総資産額 (千円)	76,462,933
1株当たり純資産額 (円)	△6,053,554.00
1株当たり当期純損失 (円)	6,103,554.00
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—
1株当たり配当額 (円)	—
(うち1株当たり中間配 当額) (円)	—
自己資本比率 (%)	1.6
自己資本利益率 (%)	—
配当性向 (%)	—
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	△557,208
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	—
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	1,238,600
現金及び現金同等物の期 末残高 (千円)	681,391
従業員数 (名)	—

（注1）当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

（注2）営業収益には消費税等（消費税及び地方消費税をいいます。以下同じ。）が含まれております。

（注3）当社と雇用契約を締結している従業員はおりません。

（注4）潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注5) 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

(注6) 株主総利回り、比較指標、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場でありますので記載しておりません。

② 沿革

当社は、2024年6月10日に会社法に基づく株式会社として設立され、現時点においては本一般社団法人が当社の普通株式の全てを保有しています。2024年7月24日にA種優先株式24,770株を日本生命に発行し、現時点においては日本生命が当社のA種優先株式の全てを保有しています。

当社の本店は、東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内に所在します。なお、2024年11月5日に「東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内」に移転しています。

③ 事業の内容

当社の目的は、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに附帯関連する一切の業務を行うことです。

④ 関係会社の状況

当社の親会社は、本一般社団法人たる一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスです。当社は子会社、関連会社、その他の関係会社を有していませんので、関係会社の状況のうち子会社、関連会社、その他の関係会社の記載は行っていません。

親会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容
一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングス	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内	基金 33,500千円	- 資産流動化法に基づいて設立された特定目的会社の特定出資の取得、保有及び処分 - 資産の流動化に係る業務を目的として設立される株式会社、合同会社その他の法人の株式、出資その他の持分の取得、保有及び処分
議決権の被所有割合	関係内容		
	役員の兼任等	事業上の関係	
直接100%	本一般社団法人の理事兼社員である関口陽平は当社の取締役を兼任しています。	なし	

(注) 一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは、2024年11月5日に「東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内」に住所変更されています。

⑤ 従業員の状況

当社と雇用契約を締結している従業員はいません。三井住友信託銀行に本資産管理委託契約に基づき管理資産を構成する資産である本劣後ローン債権の管理及び処分の業務を委託しています。

⑥ 株式等の状況

a 株式の総数等

種 類	発行可能株式総数（株）
普 通 株 式	8
A種優先株式	80,000
計	80,008

	種 類	事業年度末 発行数（株） (2024年9月30日)	提出日現在 発行数（株） (2024年12月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容（注1）
発行済 株 式	普通株式	2	2	該当なし	—
	A種優先 株式	24,770	24,770	該当なし	・定款において、会社法第108条第1項第1号（注2）、第2号（注3）及び第3号（注4）に掲げる事項について定めています。 ・定款において、会社法第322条第2項に規定する定めをしています。 ・定款において、会社法第199条第4項及び第238条第4項の規定による種類株主総会の決議を要しない旨を定めています。
	計	24,772	24,772	—	—

（注1）定款において、会社法第107条第1項第1号に掲げる事項（譲渡による株式の取得について当社の承認を要すること）を定めています。

（注2）定款において、①当社は、各事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」といいます。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と総称して「A種優先株主等」といいます。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」といいます。）又は普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と総称して「普通株主等」といいます。）に先立ち、法令上可能な範囲内において、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株あたりの払込金額相当額に0.05を乗じた額に相当する金額の配当金（以下「A種優先配当金」といいます。）を支払う旨、並びに、②ある事業年度においてA種優先株主等に対して支払われた剰余金の配当の額が、A種優先配当金の額に達しないときは、その不足分は切り捨てられるものとし、翌事業年度以降に累積しない旨を定めています。

（注3）定款において、①当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株あたりの払込金額を支払う旨、及び、②A種優先株主等に対しては、①のほか、残余財産の分配を行わない旨を定めています。

（注4）定款において、A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しない旨を定めています。

b 新株予約権等の状況

ストックオプション制度、ライツプラン及びその他新株予約権等について該当事項はありません。

c 発行済株式総数、資本金等の推移

当社の発行済株式総数及び資本金等の推移は以下のとおりです。

当社は新株予約権、新株予約権付社債を発行していません。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総数 残高（株）	資本金増減額 （円）	資本金残高 （円）	資本準備金 増減額（円）	資本準備金 残高（円）
2024年 6月10日	普通株式 2	普通株式 2	50,000	50,000	50,000	50,000
2024年 7月24日	A種優先株式 24,770	A種優先株式 24,770	619,250,000	619,250,000	619,250,000	619,250,000

d 所有者別状況

本報告書提出日現在、当社の発行済普通株式2株の全ては、本一般社団法人に所有されており、当社の発行済A種優先株式24,770株の全ては、日本生命に所有されています。

e 大株主の状況

(a) 普通株式の株主の状況

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
一般社団法人ニッセイ 債権流動化ホールディ ングス	東京都千代田区丸の内三丁目 1番1号 東京共同会計事務所内	2	100
計	—	2	100

（注）一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは、2024年11月5日に「東京都千代田区丸の内一丁目4番1号東京共同会計事務所内」に住所変更されています。

(b) A種優先株式の株主の状況

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する 所有株式数の割合（％）
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区 今橋三丁目5番12号	24,770	100
計	—	24,770	100

f 議決権の状況

(a) 発行済株式

2024年9月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	24,770	—	A種優先株式
議決権制限株式 （自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式 （その他）	—	—	—
完全議決権株式 （自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式 （その他）	2	2	普通株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	24,772	—	—
総株主の議決権	—	2	—

（注）A種優先株式の株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を有しません。

(b) 自己株式等

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合（％）
該当事項なし					

⑦ 自己株式の取得等の状況

該当事項はありません。

⑧ 配当政策

当社は、未償還の本社債が残存する限り普通株式及びA種優先株式の各株主に対する配当を行わないことを本社債管理委託契約において約束しています。

⑨ コーポレート・ガバナンスの状況等

a コーポレート・ガバナンスの概要

株式会社の機関として、取締役及び監査役が存在します。取締役及び監査役に報酬は支払われません。定款において、取締役の定数は1名と定められています。当社は、普通株式に加えA種優先株式を発行した種類株式発行会社です。これらの株式の内容については、前記⑥「株式等の状況」をご参照下さい。

b 役員の状況

男性2名 女性0名（役員のうち女性の比率0%）

役 名	職 名	氏 名	生年月日	任 期	略 歴	所有株式 数（株）
取締役	—	関口陽平	1973年 3月9日	（注1）	1997年4月 株式会社住友銀行（現株式会社 三井住友銀行）入社 2003年10月 東京共同会計事務所入所（現職） 2024年6月 当社取締役 就任	—
監査役	—	新海大輔	1983年 1月20日	（注2）	2010年3月 東京共同会計事務所入所 2017年9月 KPMG税理士法人入社 2020年9月 東京共同会計事務所入所（現 職） 2024年6月 当社監査役 就任	—

（注1）2024年6月以降、2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
まで。

（注2）2024年6月以降、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時
まで。

c 監査の状況

(a) 内部監査及び監査役監査の状況

当社には、取締役及び監査役が各1名おります。

取締役は当社の職務を執行し、監査役は取締役の職務執行の監査を行うとともに、計算書類及びその
付属明細書の監査を行い、会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受けます。

なお、監査役新海大輔は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており
ます。

(b) 会計監査の状況

当社の会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、財務諸表について会社法
及び金融商品取引法に基づく監査を受けています。同監査法人を選定した理由は、会計監査人に必要と
される専門性及び独立性を有し、監査業務の品質管理態勢が整備され、当社と類似する性質の会社にお
ける監査実績を有しており、適任と判断したためです。継続監査期間は2024年9月期以降です。

業務を執行した公認会計士は、佐藤誠であり、有限責任監査法人トーマツに所属しています。監査業
務に係る補助者の構成は、公認会計士2名、その他1名であります。

(c) 監査報酬の内容等

(i) 監査公認会計士等に対する報酬

当事業年度	
監査証明業務に基づ く報酬（円）	非監査業務に基づく 報酬（円）
3,300,000	4,290,000（注）

（注）当社における非監査業務の内容は、当社の発行する社債の元引受を大和証券株式会社等が行う
にあたっての当社の財務情報の調査となっております。

- (ii) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（(i)を除く）

該当事項はありません。

- (iii) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

- (iv) 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

- (v) 監査役が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

d 役員の報酬等

当社は非上場会社でありますので、記載すべき事項はありません。

e 株式の保有状況

当社は非上場会社であり、かつ保有もなく、記載すべき事項はありません。

(2) 【事業の概況】

① 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

当社は、資産を譲り受け、社債を発行することを目的とした会社であるため、社債権者への社債償還事務について、安全性の確保と同時に事務面では、一層の合理化を経営の重要課題としています。

② サステナビリティに関する考え方及び取組

当社は、上記のとおり資産の譲受け及びその管理を目的とし、その資金の大部分を本社債の発行により調達している会社であり、また、その業務の大部分を本資産管理受託会社等に委託しています。そのため、当社内においては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するための必要最小限のガバナンス体制として、職務執行を行う取締役と、その職務の監査を行う監査役を置き、サステナビリティに関するリスク管理とともに経営の合理化に取り組んでいます。なお、当社には雇用契約を締結している従業員がいないため、当社は人的資本に関する戦略並びに指標及び目標は設定していません。

③ 事業等のリスク

本(2)「事業の概況」及び後記(5)「経理の状況」等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているリスク（投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項）については、前記第1「管理会社の状況」6「投資リスク」（1）「投資に関するリスクの特性」①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

④ 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a 経営成績等の状況の概要

(a) 財政状態及び経営成績の状況

第1期事業年度（2024年6月10日から2024年9月30日まで）

当社の第1期事業年度の業績は、営業収益234,250千円、営業損失11,991千円、当期純損失12,207千円となっています。

(b) キャッシュ・フローの状況

第1期事業年度（2024年6月10日から2024年9月30日まで）

当社の第1期事業年度末における現金及び現金同等物は、681,391千円となりました。また、第1期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については以下の通りです。

（営業活動におけるキャッシュ・フロー）

第1期事業年度の営業活動におけるキャッシュ・フローは、本社債の発行による収入があったものの、本劣後ローン債権の取得等による支出により557,208千円の資金減少となりました。

（財務活動におけるキャッシュ・フロー）

第1期事業年度の財務活動におけるキャッシュ・フローは、A種優先株式の発行等による収入により1,238,600千円の資金増加となりました。

(c) 生産、受注及び販売の状況

該当事項はありません。

b 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

当社の代表者による経営成績に重要な影響を与える要因についての分析については、前記第1「管理会社の状況」6「投資リスク」（1）「投資に関するリスクの特性」①「元本の償還及び利息の支払等に重大な影響を及ぼす要因」の中の一部に記載されていますので、そちらをご参照下さい。なお、その中における将来に関する事項は、本報告書提出日現在において判断したものです。

⑤ 経営上の重要な契約等

該当事項はありません。

⑥ 研究開発活動

該当事項はありません。

(3) 【営業の状況】

前記（1）「発行者の概況」③「事業の内容」に記載した通り、金銭債権の取得、保有、売買及び処分、並びにそれに付随関連する一切の業務のみを行っています。

（４）【設備の状況】**① 設備投資等の概要**

該当事項はありません。

② 主要な設備の状況

当社は、記載すべき重要な設備を有していません。

③ 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。

（５）【経理の状況】**１．財務諸表の作成方法について**

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表作成初年度であるため、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書の比較情報は記載しておりません。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当事業年度（2024年６月10日から2024年９月30日）の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社は子会社及び関連会社を有しておらず、連結財務諸表は作成しておりません。

①【財務諸表等】

a【財務諸表】

(a)【貸借対照表】

(単位：千円)

当事業年度
(2024年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	681,391
前払費用	1,456
未収利息	234,250
未収還付法人税等	3
流動資産合計	917,101
固定資産	
投資その他の資産	
買入貸付債権	75,000,000
投資その他の資産合計	75,000,000
繰延資産	
社債発行費	545,832
繰延資産合計	545,832
資産の部合計	76,462,933
負債の部	
流動負債	
未払費用	234,677
未払法人税等	1,863
流動負債合計	236,540
固定負債	
社債	75,000,000
固定負債合計	75,000,000
負債の部合計	75,236,540
純資産の部	
株主資本	
資本金	619,300
資本剰余金	
資本準備金	619,300
利益剰余金	
繰越利益剰余金	△12,207
純資産の部合計	1,226,392
負債及び純資産の部合計	76,462,933

(b)【損益計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)
営業収益	
金融収益	234,250
営業収益合計	234,250
営業費用	
金融費用	※1 238,811
販売費及び一般管理費	※2 7,430
営業費用合計	246,241
営業損失（△）	△11,991
営業外収益	
受取利息	21
営業外収益合計	21
経常損失（△）	△11,969
税引前当期純損失（△）	△11,969
法人税、住民税及び事業税	237
法人税等合計	237
当期純損失（△）	△12,207
前期繰越利益又は前期繰越損失（△）	—
当期末処分利益又は当期末処理損失（△）	△12,207

(c) 【株主資本等変動計算書】

当事業年度(自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
当期首残高	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額							
新株の発行	619,300	619,300	619,300			1,238,600	1,238,600
当期純損失（△）				△12,207	△12,207	△12,207	△12,207
当期変動額合計	619,300	619,300	619,300	△12,207	△12,207	1,226,392	1,226,392
当期末残高	619,300	619,300	619,300	△12,207	△12,207	1,226,392	1,226,392

(d) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
買入貸付債権の取得による支出	△75,000,000
社債の発行による収入	75,000,000
社債発行費の支払額	△550,393
その他の営業支出	△6,833
小計	△557,227
利息及び配当金の受取額	18
法人税等の支払額	—
法人税等の還付額	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	△557,208
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	
普通株式の発行による収入	100
優先株式の発行による収入	1,238,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,238,600
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	681,391
現金及び現金同等物の期首残高	—
現金及び現金同等物の期末残高	※1 681,391

【注記事項】

(重要な会計方針)

当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)	
1. 繰延資産の処理方法	社債発行費 定額法により社債発行期間内である30年間で均等償却を行っております。
2. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する定期預金若しくは譲渡性預金等の短期投資からなっております。

(損益計算書関係)

(※1) 金融費用の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)	
社債利息	234,250千円
社債発行費償却	4,561千円

(※2) 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次の通りであります。

当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)	
業務委託手数料	476千円
資産管理手数料	303千円
社債管理手数料	427千円
租税公課	5,960千円
なお、販売費及び一般管理費のうち一般管理費の占める割合は100%です。	

(株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 2024年6月10日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	—	2株	—	2株
優先株式	—	24,770株	—	24,770株
合計	—	24,772株	—	24,772株

(注1) 普通株式の株式数の増加2株は、普通株式の発行による増加です。

(注2) 優先株式の株式数の増加24,770株は、A種優先株式の発行による増加です。

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当項目はありません。

3. 新優先株式引受権及び新自己優先株式引受権に関する事項

該当項目はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）

（※1）現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当事業年度

（自 2024年6月10日

至 2024年9月30日）

現金及び現金同等物の期末残高は貸借対照表に掲記されている現金及び預金の残高と同額であります。

（リース取引関係）

該当項目はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は金融資産である買入貸付債権を管理資産として保有しており、当該資産の購入のために必要な資金を、本件資産から将来生ずるキャッシュフローを裏付けとする社債の発行により調達しています。なお、一時的な余資は安全性の高い金融資産（普通預金）で運用しています。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は主として買入貸付債権であり、金融負債は主として社債であります。本件買入貸付債権の元本償還及び利息を受け、同額を社債の元利金支払に充当しております。買入貸付債権は、抛出先である日本生命保険相互会社の信用リスクに晒されております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社の保有する資産は、買入貸付債権のみであり、本件買入貸付債権の債務者である日本生命保険相互会社による債務の履行につき、他のいかなる第三者も保証を行っているものではありません。従って、信用リスクは、日本生命保険相互会社の財務状態の健全性悪化に起因して発生致します。

尚、当事業年度期末日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされております。

②市場リスク（市場金利等の変動リスク）の管理

買入貸付債権の金利及び社債の金利は固定金利であり、市場金利変動に伴う価格変動リスクに晒されておりますが、買入貸付債権及び社債は発行条件が実質的に近似しており、実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であることから、価格変動の影響が資産サイドと負債サイドで相殺されるため、市場リスクは限定的であります。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

上記（２）で述べたとおり、社債の元利金の支払いは、買入貸付債権の元本償還及び利息により行われます。買入貸付債権の償還額及び利払額は、その受領日の3営業日後の社債の元利金の支払いに同額が充当される仕組みとなっております。

このように社債の元利金及び諸費用の支払いは、買入貸付債権の元本償還及び利息によりほぼ全額が賄われる仕組みとなっておりますので、流動性リスクは僅少であります。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

買入貸付債権及び社債については、市場価格はなく、合理的に算定された価額によっております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

当事業年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）買入貸付債権	75,000,000	75,145,125	145,125
資産計	75,000,000	75,145,125	145,125
（１）社債	75,000,000	75,145,125	145,125
負債計	75,000,000	75,145,125	145,125

（※１）「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注１）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

当事業年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
買入貸付債権	—	—	—	75,000,000
現金及び預金	681,391	—	—	—
合計	681,391	—	—	75,000,000

（注２）社債の決算日後の償還予定額

当事業年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超１０年以内	１０年超
社債	—	—	—	75,000,000
合計	—	—	—	75,000,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当項目はありません。

（2）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2024年9月30日）

（単位：千円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
（1）買入貸付債権	—	75,145,125	—	75,145,125
資産計	—	75,145,125	—	75,145,125
（1）社債	—	75,145,125	—	75,145,125
負債計	—	75,145,125	—	75,145,125

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定にかかるインプットの説明

資産

（1）買入貸付債権

買入貸付債権については、市場価格はないものの、社債と発行条件が極めて近似しており、また実質的に同一のキャッシュフローを生み出す金融商品であるため、社債の時価を用いて算定しています（下記負債（1）参照）。

負債

（1）社債

社債については、情報ベンダーにより一般に公表されている価格に基づき時価を算定しております。

（有価証券関係）

該当項目はありません。

（退職給付関係）

該当項目はありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内容

当事業年度
(2024年9月30日)

繰延税金資産	
繰越欠損金	3,665千円
繰延税金資産小計	3,665千円
評価性引当金	△3,665千円
繰延税金資産合計	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度（2024年9月30日）

当事業年度においては税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

（デリバティブ取引関係）

該当項目はありません。

（ストックオプション等関係）

該当項目はありません。

（持分法損益等関係）

該当項目はありません。

（企業結合等関係）

該当項目はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、資産の譲受け並びにその管理を目的とし、その資金の大部分を社債の発行により調達している会社であります。その為、報告すべきセグメントは1つしかないためセグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えている為、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が損益計算書の営業収益の90%を超えている為、また、有形固定資産は保有しておりませんので、地域ごとの営業収益及び有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

当事業年度（自 2024年6月10日 至 2024年9月30日）

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント名
日本生命保険相互会社	234,250	資産の譲り受け及びその管理

【報告セグメントとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	当事業年度 (自 2024年6月10日 至 2024年9月30日)
1株当たり純資産額	△6,053,554円00銭
1株当たり当期純損失金額	6,103,554円00銭

(注) 1. 1株当たり情報については、普通株式について記載しております。

2. 1株当たり情報については、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（平成14年9月25日 企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益額については、潜在株式がないため記載しておりません。

4. 1株当たり純資産額の計算上の基礎は、以下の通りであります。

	当事業年度 (2024年9月30日)
純資産の部の合計額 (千円)	1,226,392
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	1,238,500
うち優先株式 (千円)	1,238,500
普通株式に係る当事業年度末の純資産額 (千円)	△12,107
1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度の普通株式数 (株)	2

（重要な後発事象）

該当項目はありません。

(e) 【附属明細表】

1) 資産及び固定資産等明細表

(単位：千円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
資産							
買入貸付債権	—	75,000,000	—	75,000,000	—	—	75,000,000
資産計	—	75,000,000	—	75,000,000	—	—	75,000,000
繰延資産							
社債発行費	—	550,393	—	550,393	4,561	4,561	545,832
繰延資産計	—	550,393	—	550,393	4,561	4,561	545,832

2) 社債明細表

(単位：千円)

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率	担保	償還期限	摘要
社債	2024年 7月29日	— (—)	75,000,000 (—)	1.824%	無担保	2054年 8月2日	買入貸付債 権の購入
合計	—	— (—)	75,000,000 (—)	—	—	—	—

(注) 1. 当期末残高の()の金額は貸借対照表日の翌日から1年以内に償還予定の金額を内書で示しております。

2. 貸借対照表日後5年以内における1年毎の償還予定額の総額

(単位：千円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	—	—

3) 借入金等明細表

該当項目はありません。

4) 営業収益及び営業費用の明細

(単位：千円)

区分	科目	内訳	金額	摘要
営業収益	金融収益	受取利息	234,250	—
	計		234,250	
営業費用	金融費用	社債利息	234,250	—
		社債発行費償却	4,561	—
	販売費及び一般管理費	業務委託手数料	476	—
		資産管理手数料	303	—
		社債管理手数料	427	—
		支払手数料	29	—
		租税公課	5,960	—
		その他	232	—
	計		246,241	

②【主な資産及び負債の内容】

流動資産

現金及び預金

(単位：千円)

種類	金額
普通預金	681,391
合計	681,391

（６）【企業集団等の状況】**① 企業集団等の状況**

当社は子会社を有していません。当社の親会社は一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスです。本報告書提出日現在一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは当社以外に子会社を有していません。また、一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは当社の株式、日本生命第1回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第2回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第3回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第4回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第5回劣後ローン流動化株式会社、日本生命第6回劣後ローン流動化株式会社、日本生命2021基金流動化株式会社、日本生命第7回劣後ローン流動化株式会社及び日本生命第8回劣後ローン流動化株式会社の株式を保有する以外に事業を営んでいません。一般社団法人ニッセイ債権流動化ホールディングスは日本生命保険相互会社より、基金の拠出を受けています。

② 関連当事者の状況

当社は子会社を有しておらず、連結財務諸表は作成していません。

③ 関連当事者との取引

該当事項はありません。

（７）【その他】

該当事項はありません。

2【原保有者その他関係法人の概況】**【原保有者の概況】****【大和証券株式会社】****（1）【名称、資本金の額及び事業の内容】****（ア）名称**

大和証券株式会社

（イ）資本金の額

100,000百万円(2024年3月31日現在)

（ウ）事業の内容

金融商品取引業

（2）【関係業務の概要】

管理資産である当社の資産を構成する本劣後ローン債権の原保有者です。

（3）【資本関係】

該当事項はありません。

（4）【経理の概況】**（ア）最近2事業年度における主な資産、負債の概況****（単位：百万円）**

	（単体） 2023年3月31日現在	（単体） 2024年3月31日現在
資産合計	11,909,708	15,139,033
負債合計	11,392,004	14,571,090
純資産合計	517,704	567,943

（イ）最近2事業年度における損益の概況**（単位：百万円）**

	（単体） 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	（単体） 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益	277,542	407,337
営業利益	4,779	84,034
当期純利益	7,151	57,186

（5）【その他】

該当事項はありません。

【その他関係法人の概況】

【三井住友信託銀行株式会社】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(ア) 名称

三井住友信託銀行株式会社

(イ) 資本金の額

342,037百万円（2024年3月31日現在）

(ウ) 事業の内容

信託業務、普通銀行業務及びその他兼営業務

(2) 【関係業務の概要】

本社債の社債管理者です。また、当社から管理資産である本劣後ローン債権の管理及び処分に関する業務の委託を受けます。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

(4) 【経理の概況】

(ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(連結) 2023年3月31日現在	(連結) 2024年3月31日現在
資産合計	68,737,987	75,578,189
負債合計	66,269,765	72,786,722
純資産合計	2,468,222	2,791,467

(イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(連結) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(連結) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
経常収益	1,695,357	2,349,790
経常利益	265,045	86,295
当期純利益	178,676	66,958

(ウ) その他

三井住友信託銀行の経理の概況の詳細については、2023年3月期及び2024年3月期の有価証券報告書、（提出されている場合には）臨時報告書並びにこれらの訂正報告書をご参照下さい。

(5) 【その他】

a 本資産管理委託契約の解約

- (a) 本資産管理委託契約の期間は、本資産管理委託契約の締結日から本社債の全額が償還された日までとされています。但し、当該期間終了後において、本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務がなお現存する場合には、当該期間は当該業務が終了するまで延長されるものとし、本資産管理受託会社は引続き当該業務を遂行するものとされています。なお、当該期間の終了については、当社及び本資産管理受託会社は本資産管理委託契約において定められる様式による書面によりこれを確認するものとされています。
- (b) 本資産管理委託契約の期間中、本資産管理受託会社において以下のいずれかの事由が生じた場合には、当社は、書面による通知をなすことにより本資産管理委託契約を解除することができるとされています。この場合、当社は、解除を理由として損害賠償その他名目の如何を問わず本資産管理受託会社に対し一切債務を負担しないものとされています。
- ① 本資産管理受託会社が、本資産管理委託契約に基づく義務の履行を怠り、当社からその旨の通知の到着後30日以内にその履行がなされないとき
 - ② 本資産管理受託会社について、支払の停止が生じたとき、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがなされたとき、本資産管理受託会社について銀行取引停止処分がなされたとき、又は本資産管理受託会社の重要な資産につき滞納処分による差押、仮差押、保全処分、差押、競売手続の開始その他の強制執行手続若しくは担保権実行手続が開始されたとき
 - ③ その他当社が本資産管理受託会社の責に帰すべき事由により本資産管理委託契約の継続が困難であることを合理的・客観的な理由をもって認定し、かつ、本社債管理者が書面でこれを承諾したとき
- (c) 本資産管理受託会社は、本資産管理受託会社による本資産管理委託契約所定の本資産管理受託会社の業務の遂行が法律等により禁止される場合を除き、本資産管理委託契約期間満了前に、本資産管理委託契約に基づく地位を辞任し、又は、本資産管理委託契約を解除することはできないものとされています。

【日本生命保険相互会社】

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(ア) 名称

日本生命保険相互会社

(イ) 基金（基金償却積立金を含みます。）

1,450,000百万円（2024年3月31日現在）

(ウ) 事業の内容

生命保険業（生命保険業免許に基づく保険の引受け、資産の運用）及び付随業務・その他の業務（他の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行、債務の保証、投資信託の販売、確定拠出年金制度における運営管理業務）

(2) 【関係業務の概要】

日本生命は、本劣後ローン債権の債務者です。また、日本生命は本一般社団法人に対する基金の拠出者であり、当社のA種優先株式を全て取得しています。

(3) 【資本関係】

該当事項はありません。

(4) 【経理の概況】

(ア) 最近2事業年度における主な資産、負債の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2023年3月31日現在	(単体) 2024年3月31日現在
資産合計	75,604,068	83,549,165
負債合計	68,781,784	73,301,518
純資産合計	6,822,283	10,247,646

(イ) 最近2事業年度における損益の概況

(単位：百万円)

	(単体) 2022年4月1日から 2023年3月31日まで	(単体) 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
経常収益	7,353,950	7,628,376
経常利益	247,884	654,562
当期純剰余	187,453	512,077

(5) 【その他】

該当事項はありません。

【日本生命保険相互会社の概況】

『日本生命保険相互会社 2023年度決算について』及び『日本生命保険相互会社 2024年度第2四半期（上半期）報告について』を以下において記載しています。

『日本生命保険相互会社 2023年度決算について』に記載される貸借対照表、損益計算書、剰余金処分決議及び基金等変動計算書並びにその附属明細書は、保険業法第54条の4第2項の規定に基づき監査を受けておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は受けておりません。

（注）上記『日本生命保険相互会社 2023年度決算について』は、決算（案）として監査を受けた後、2024年7月2日の第77回定時総代会において、承認されております。

『日本生命保険相互会社 2024年度第2四半期（上半期）報告について』に記載される中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間基金等変動計算書並びにその附属明細書は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査を受けておりません。なお、保険業法に上半期の監査規定はありません。

第5【参考情報】

当社は、当事業年度開始日から本報告書提出日までの間において、以下に掲げる書類を関東財務局長宛に提出しました。

2024年7月3日提出	有価証券届出書及びその添付書類
2024年7月8日提出	有価証券届出書（2024年7月3日提出）の訂正届出書
2024年7月19日提出	有価証券届出書（2024年7月3日提出）の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

2024年12月13日

日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社

代表取締役 関 口 陽 平 殿

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

佐 藤 誠

業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社の2024年6月10日から2024年9月30日までの第1期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本生命第9回劣後ローン流動化株式会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「発行者及び関係法人情報」に含まれる発行者の概況C【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(※2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。